

# 一般廃棄物処理基本計画

令和4年2月

川根本町



# 目 次

---

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画の期間及び目標.....	3
第2章 地域の概況.....	4
1. 自然環境.....	4
2. 社会環境.....	6
3. 将来計画.....	10
第3章 ごみ処理の現状.....	12
1. ごみの発生量の実績及びその性状.....	12
2. ごみの減量化・再生利用等の実績.....	15
3. ごみ処理・処分の流れ.....	18
4. 中間処理施設、最終処分場等の状況.....	19
5. ごみ処理体制（運営主体、維持管理主体、ごみ処理コスト）.....	20
第4章 ごみ処理のこれまでの取り組みと今後の課題.....	23
1. ごみ処理のこれまでの取り組み.....	23
2. ごみ処理の今後の課題.....	25
第5章 ごみ処理基本理念.....	26
第6章 ごみ処理基本方針.....	28
1. 質に着目した3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進.....	28
2. 「協働」によるごみ減量・資源化の取り組み展開.....	28
3. 「地域特性」を活かした取り組み展開.....	28
第7章 地域住民・事業者・行政の役割.....	29
1. 地域住民の役割.....	29
2. 事業者の役割.....	29
3. 行政の役割.....	29
第8章 ごみの将来予測と減量目標.....	30
1. 予測方法.....	30
2. 予測結果.....	32
3. 目標設定.....	35

第9章 目標実現に向けた施策.....	38
1. 質に着目した3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進.....	38
2. 「協働」によるごみ減量・資源化の取り組み展開.....	38
3. 「地域特性」を活かした取り組み展開.....	39
第10章 生活排水等の現状.....	40
1. 生活排水の処理状況.....	40
2. し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	41
第11章 生活排水処理の課題.....	43
1. 生活排水対策の必要性.....	43
2. 汚泥等の農地還元.....	43
3. 災害時の対応.....	43
4. 浄化槽の定期検査（法定検査：11条検査）.....	43
第12章 生活排水処理基本方針・処理目標・施策.....	44
1. 生活排水処理基本方針.....	44
2. 処理の目標及び生活排水処理率の設定.....	44
3. 目標実現に向けた施策.....	47

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

川根本町（以下、「本町」という。）では、これまで循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたものの、近年ごみ排出量の削減率や資源化率は横ばいとなっており、3Rなどの取組を一層強化していく必要があります。

世界的に見れば、平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、令和12年を期限とする17の持続可能な開発のための目標（SDGs）が定められました。

また国内では、令和元年に「食品ロス削減推進法」が施行され、令和4年には「プラスチック資源循環促進法」が施行見込みであるように、循環型社会の質に着目した方向性が示されつつあります。

一方、地域の水環境を保全する上で、し尿及び生活雑排水等（生活排水）を適正に処理することが重要な課題となっています。特に、生活雑排水については、未だに未処理のまま放流されているものが様々な水域の汚濁の原因となっているのが現状であり、その適正処理への取り組みは重要です。

川根本町は、静岡県の中東部にあり、大井川上流部に位置しています。南アルプス国立公園の最南端に位置するということもあり、美しい自然、お茶や温泉などの豊富な資源に恵まれています。

本町は、まちの将来像を、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」とし、今後もこの自然を守り、育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、地域を担う未来の子供たちにつないでいくことが必要です。

そして豊かな森林、大井川などの貴重な自然環境を守り続けていくことは、本町のみならず大井川下流域の人々の生活も支えていくこととなります。

本町では、現行の「一般廃棄物処理基本計画」を平成28年度に策定し、廃棄物処理事業に取り組んできましたが、この度これまでの実績や取り組みを検証し、現状の課題を分析した上で、前回計画を見直し、新たに「一般廃棄物処理基本計画」を策定することとします。

## 2. 計画の位置付け

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないとされています。

また、「廃棄物処理法施行規則」第1条の3で、一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により「廃棄物処理法」第6条第2項に掲げる事項を定めるものとしてされています。

したがって、一般廃棄物処理計画は、以下のように構成されています。

○長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画

⇒一般廃棄物処理基本計画（10～15年の長期計画）

⇒ごみに関する部分　　：ごみ処理基本計画

⇒生活排水に関する部分：生活排水処理基本計画

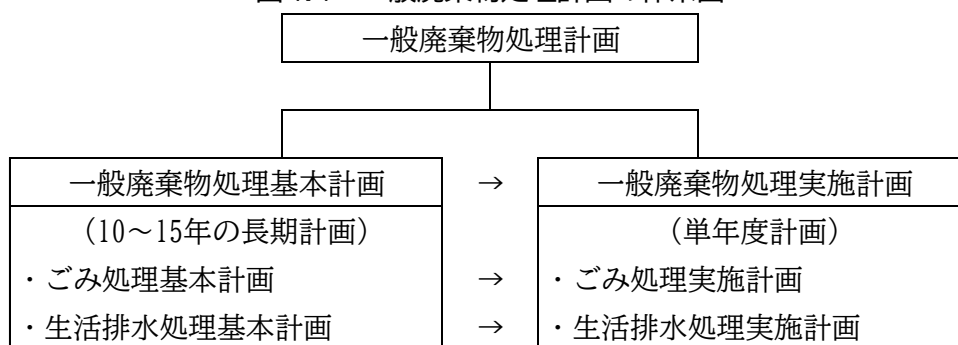
○基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分について定める計画

⇒一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）

⇒ごみに関する部分　　：ごみ処理実施計画

生活排水に関する部分：生活排水処理実施計画

図 1.1 一般廃棄物処理計画の体系図



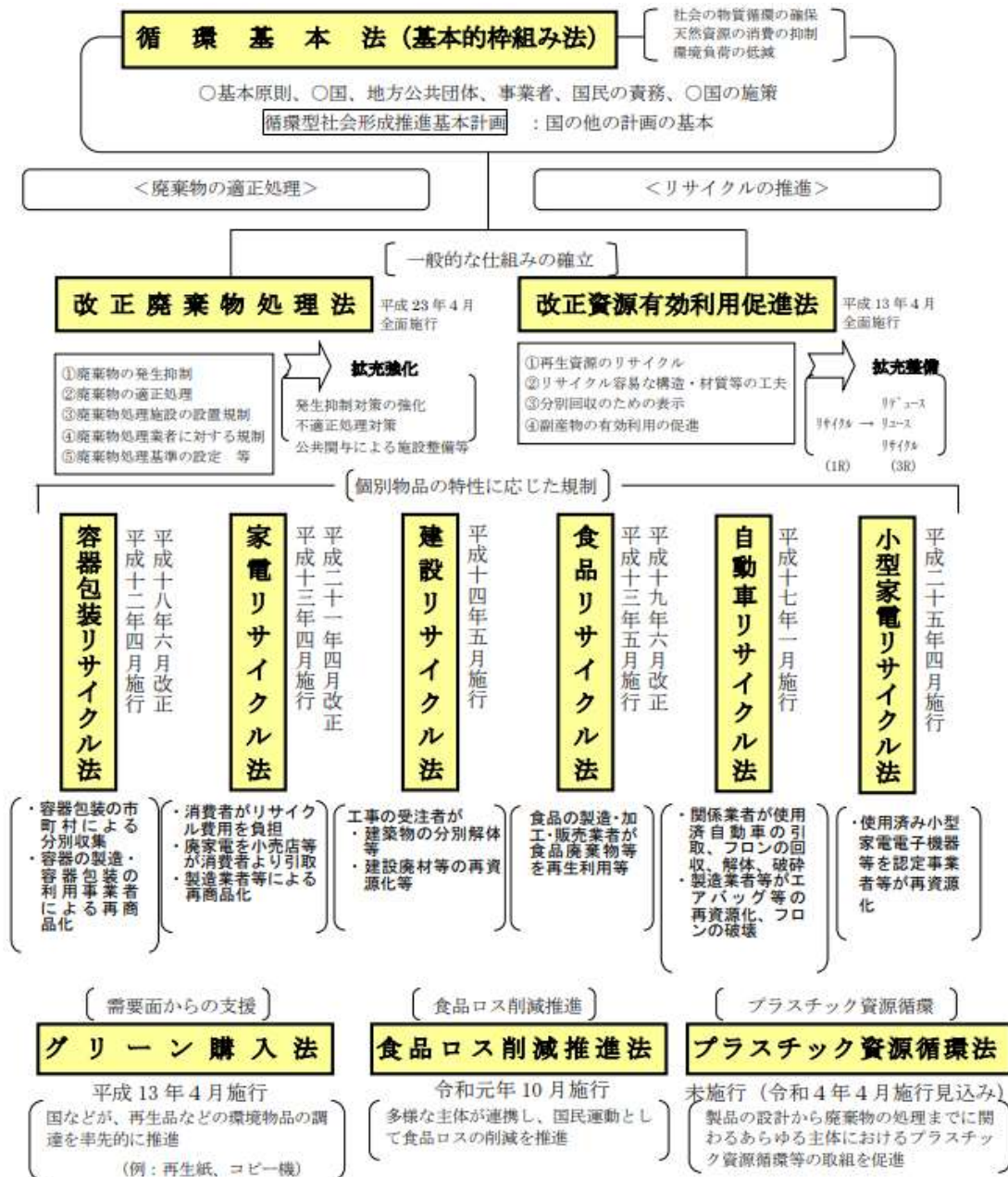
「ごみ処理基本計画」は、市町村が長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくのかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

本計画は「廃棄物処理法」に基づき策定するものですが、本町の上位計画である「川根本町総合計画」に定められている一般廃棄物処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画となります。

計画策定にあたっては、国や静岡県が定める基本方針や各種関連計画等に十分配慮するとともに、本町が策定する分別収集計画等との整合性を図るものとします。

図 1.2 関連法令



[出典] 第 4 次静岡県循環型社会形成計画 (案)

### 3. 計画の期間及び目標

本計画の計画期間は、令和 4 年度～令和 13 年度までの 10 年間とし、計画目標年度は令和 13 年度とします。さらに、本計画は「川根本町総合計画」に定められる一般廃棄物の処理に関する事項に基づいて見直すものとします。なお、指針に示すとおり、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても必要に応じて見直すものとします。

計画期間 : 令和 4 年度～令和 13 年度  
 計画目標年次 : 令和 13 年度

## 第2章 地域の概況

### 1. 自然環境

#### (1) 位置と地勢

本町は、静岡県の中核部にあり、東は静岡市、南は島田市、西は浜松市に隣接しており、北は長野県の県境となっています。

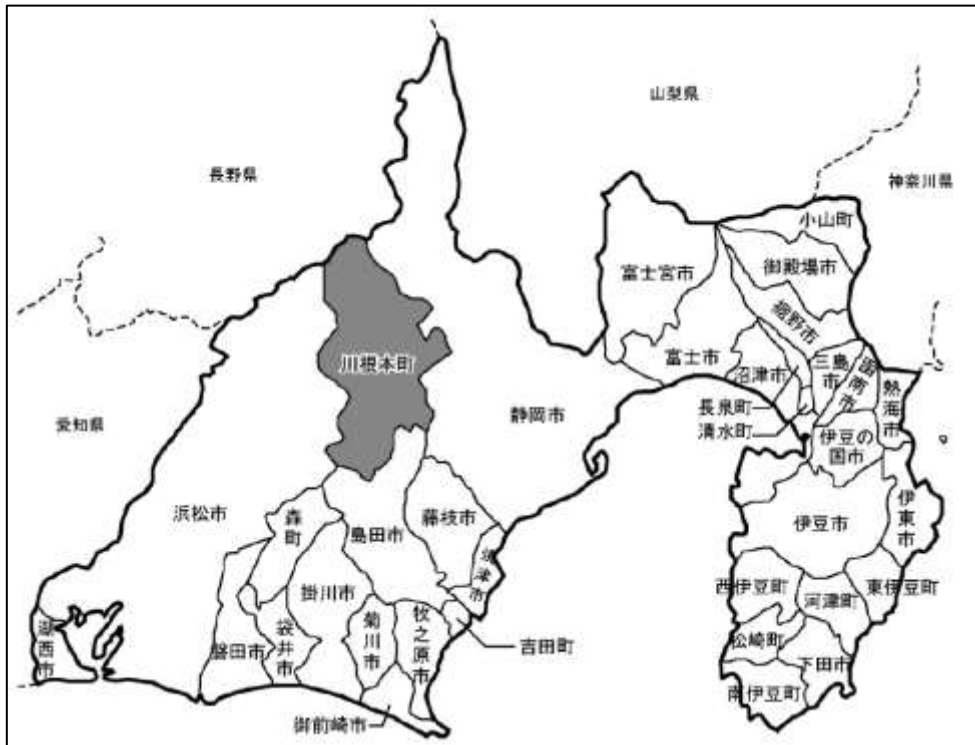
南アルプス国立公園の最南端に位置し、北部には2,591mの光岳など、2,000～2,600m級の山々が連なっています。

光岳の南西側は本州唯一の原生自然環境保全地域に指定され、また、その南側は南アルプス深南部とも呼ばれ、大部分が奥大井県立自然公園に指定されています。

道路は、国道473号と県道が島田市へ向かって南に伸び、役場から島田市中心部へは約33km、また、国道362号が東西を結んでいますが、総合支所から静岡市の中心部まで約40kmとなっています。

鉄道は、大井川鐵道が島田市金谷と静岡市井川を結んで通っています。

図2.1 本町の位置





## (2) 気候

本町の年平均気温は概ね 14℃前後で、比較的温暖な気候となっています。

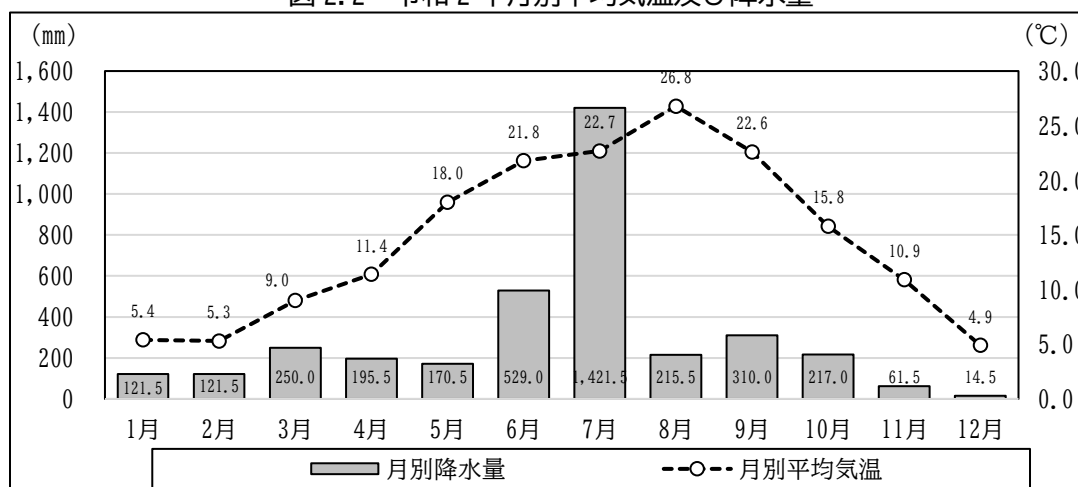
年間の降水量は、年毎の変動はありますが、概ね 2,600～3,600mm の範囲で推移しており、比較的降水量の多い地域となっています。

表 2.1 気象概要

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	14.7	38.6	-7.6	3,168.5
平成29年	13.6	37.6	-8.4	2,590.0
平成30年	14.5	36.9	-8.7	3,576.0
令和元年	14.7	35.8	-6.9	2,897.0
令和2年	14.6	39.6	-5.9	3,628.0
1月	5.4	17.8	-3.6	121.5
2月	5.3	20.3	-4.8	121.5
3月	9.0	23.1	-3.7	250.0
4月	11.4	24.9	0.6	195.5
5月	18.0	33.0	8.2	170.5
6月	21.8	32.5	13.6	529.0
7月	22.7	33.9	16.9	1,421.5
8月	26.8	39.6	20.1	215.5
9月	22.6	34.1	11.3	310.0
10月	15.8	28.4	4.7	217.0
11月	10.9	22.6	0.2	61.5
12月	4.9	19.4	-5.9	14.5

[出典] アメダス (地点: 川根本町)

図 2.2 令和 2 年 月別平均気温及び降水量



### (3) 面積

町域は大井川に沿った東西約 23km、南北約 40km の南北に細長い形で、面積は 496.88km<sup>2</sup>（県全体の 6.4%）、このうちの約 94%を森林が占めています。

集落の範囲は、東西 15km、南北 20km となっています。

## 2. 社会環境

### (1) 人口、世帯数

本町の年齢別人口の推移を表 2.2 に示します。

本町の人口は令和 2 年で 6,547 人となっており、年々減少する傾向を示しています。

年齢構成比では、年少人口（14 歳以下）が 6.1%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 44.8%、老年人口（65 歳以上）が 49.1%となっています。特に老年人口の構成比が年々増加しており高年齢化が進んでいることが確認できます。

表 2.2 人口の推移

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年齢別人口	年少人口（～14歳）	480	454	429	406	402
	構成比	6.5%	6.4%	6.2%	6.1%	6.1%
	生産人口（15～64歳）	3,422	3,282	3,165	3,035	2,933
	構成比	46.7%	46.1%	45.7%	45.3%	44.8%
	老年人口（65歳～）	3,431	3,388	3,331	3,257	3,212
	構成比	46.8%	47.6%	48.1%	48.6%	49.1%
人口計		7,333	7,124	6,925	6,698	6,547

[出典] 本町ホームページ「年齢別人口」（税務住民課 戸籍住民室）各年 10 月 1 日現在

本町の世帯数の推移を表 2.3 に示します。本町の世帯数は令和 2 年で 2,862 世帯となっており、年々減少する傾向を示しています。1 世帯あたり人口についても減少しています。

表 2.3 世帯数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
世帯数（世帯）	2,928	2,908	2,925	2,885	2,862
1世帯あたり人口（人/世帯）	2.50	2.45	2.37	2.32	2.29
人口増加率	—	-2.9%	-2.8%	-3.3%	-2.3%

[出典] 本町ホームページ「人口と世帯数」（税務住民課 戸籍住民室）各年 10 月 1 日現在

※人口増加率は前年度比を示す。

## (2) 産業

本町の産業別就業人口及び構成比を表 2.4 及び図 2.3 に示します。

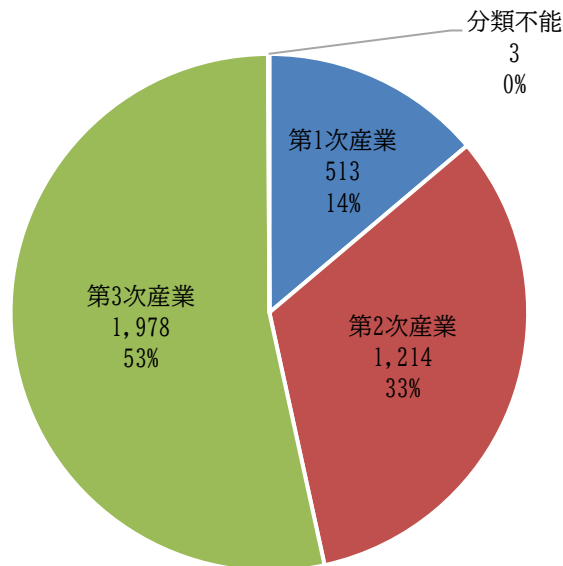
第 1 次産業が 13.8%、第 2 次産業が 32.7%、第 3 次産業が 53.3%となっており、第 3 次産業の占める割合が半数以上となっています。

表 2.4 産業別就業人口の実績（平成 27 年現在）

区分	人口（人）	構成比
第1次産業	513	13.8%
第2次産業	1,214	32.7%
第3次産業	1,978	53.3%
分類不能	3	0.1%
合計	3,708	100.0%

[出典] 平成 27 年国勢調査（川根本町統計要覧（令和 2 年版）より）

図 2.3 産業別就業人口の構成比



### ①農業

本町の農家数、耕地面積は年々減少しています。

本町の特産物であるお茶は、農林水産大臣賞や産地賞をはじめ数々の輝かしい賞を受賞するなど、高品質の「川根茶」として全国的に知られています。農業粗生産額は「工芸農作物（茶）」が 128,000 万円と全体の約 70%を占めています（「川根本町統計要覧（令和 2 年度版）」より）。

しかし、近年では過疎化や労働人口の流出が進み、農業従業者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっています。また、農家数の減少に伴って樹園地を主体とする耕地面積も減少しています。耕作放棄地も多く、令和 2 年度の耕作放棄地面積は約 100ha です。

## ②林業

「2020年農林業センサス」によると、本町の面積の約90%(44,849ha)が森林で、そのうち25,096haが国有林、19,753haが民有林で、国有林の比率が高いのが特徴です。

林業はかつて非常に盛んで、スギ・ヒノキの人工林が育っていますが、若者の流出や材価低迷などによって林家数は年々減少しています。

## ③工業

本町には、茶飲料製造業、業務用機械器具製造業等の事業所が立地しており、製造品出荷額は精密機械器具、飲料などが多くなっています。「川根本町統計要覧(令和2年版)」によると、事業所数は14事業所、従業者数は586人、製造品出荷額は約96億円となっています。

県全体の水準と比較して、1事業所当たりの規模が小さいこと、従業員1人当たりの出荷額が低いことが見受けられます。

## ④建設業

「川根本町統計要覧(令和2年版)」によると、平成28年度における建設業の事業所数が60事業所(総数の13%)、従業者数が384人(総数の13%)であり、県全体(事業所数10%、従業員数6%、平成28年度経済センサス)よりも高い数値を示しています。特に従業者数の構成比は、県全体の水準の2倍以上の数値を示しており、地域の雇用の受け皿として重要な産業であることがうかがえます。

## ⑤商業

「川根本町統計要覧(令和2年版)」によると、平成26年度における小売業は、商店数が129店舗、従業員数が440人、年間商品販売額が約57億円となっています。また、一般卸売業は、商店数が8事業所、従業員数が37人、年間商品販売額が約3.6億円となっています。

## ⑥観光

本町は、全域が南アルプスユネスコエコパークに登録されているほか、本州唯一の原生自然環境保全地域がある大井川源流部、南アルプスの最南峰である光岳(2,591m)とその深南部、流域の美しい渓谷、寸又峡や接咀峡などの温泉、山犬段のブナの原生林や大札山・外森山等のアカヤシオ・シロヤシオなどに加え、全国で唯一年間300日以上常時運転しているSL(蒸気機関車)やアプト式鉄道、素晴らしい星空が観察できる三ツ星天文台など、様々な観光資源があります。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数は約23万人でありましたが、平成28年度～令和元年度の観光客は約50～63万人で推移していました。

表 2.5 観光客数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
観光客総数(人)	588,049	630,805	600,549	506,103	232,650
入込み客数(人)	547,772	589,155	559,975	467,000	208,843
宿泊客数(人)	40,277	41,650	40,574	39,103	23,807

[出典] 川根本町統計要覧(令和2年版)

### (3) 土地利用

本町の地目別面積は、令和2年度において総面積49,688.00haのうち、最も割合が大きいのは山林で35,721.65ha(71.9%)を占めており、次いでその他が12,739.45ha(25.6%)となっています。

表2.6 地目別面積の実績(令和2年度)

区分	面積(ha)	構成比
田	12.78	0.0%
畑	726.68	1.5%
宅地	194.26	0.4%
山林	35,721.65	71.9%
原野	36.31	0.1%
雑種他	256.85	0.5%
その他	12,739.45	25.6%
総面積	49,688.00	100.0%

[出典] 川根本町統計要覧(令和2年版)

### (4) 交通体系

本町には主な路線として、国道362号と国道473号、寸又峡への主要地方道川根寸又峡線、接岨峡への県道接岨峡線があります。

公共交通は、鉄道は、JR金谷駅と井川駅を結ぶ大井川鐵道があります。また、金谷駅から千頭駅間は電車以外にSLが営業運転されており、千頭駅から井川駅間は南アルプスあぶとラインとして、アプト式鐵道が運転されています。バス路線は、町内各集落に連絡する町営バスが運行されており、このほか高齢者の足となる外出支援サービスも実施しています。

### 3. 将来計画

本町では、平成 28 年度に「第 2 次川根本町総合計画（基本構想（平成 29 年度～令和 8 年度）、前期基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」を策定し、町の将来像の実現に向けて取り組みを行っている。

#### （1）町の将来像

## 水と森の番人が創る癒しの里 川根本町

～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～

#### （2）基本理念

- 1 ひとづくり～地域への誇りと愛着、豊かな才能を持った人があふれるまち～
- 2 魅力づくり～誰もが暮らしやすいまち～
- 3 活力づくり～豊かな生活を支える活力をつくる～
- 4 「ひとづくり」「魅力づくり」「活力づくり」の好循環

#### （3）施策の大綱

1. 地域を支えるひとであふれるふるさと
2. 安心して元気に暮らせるふるさと
3. 快適に安心して暮らせるふるさと
4. 自然・歴史と共に暮らすふるさと
5. 住民主役の地域づくりが盛んなふるさと
6. お茶と温泉、活気ある産業に満ちたふるさと

#### （4）衛生分野について

##### ①目指すべき方向性

安心・衛生的な生活環境の維持

##### ②主な施策

#### 1 ごみ減量化と資源化、環境美化の推進

- 広報や学校教育、生涯学習などにおいて循環型社会や環境保全に関する学習を推進し、だれもが正しいごみの処理方法に対する理解を深め、ごみの減量化や再資源化、水質汚濁防止、自家焼却禁止や、不法投棄の禁止などについて町民の意識の高揚を図ります。
- 生ごみ処理容器購入及び資源リサイクル活動に対する助成などを行い、ごみの資源化率の向上を図ります。
- 不法投棄未然防止のため、町民と行政、町内事業所などの協力・連携による監視・連絡体制

を確立します。

- 地区や団体などが行うごみ処理施設や先進的な取組に対する視察、町民の自主的な美化活動を支援し、町民や観光客に対してごみの持ち帰りなどの啓発活動を行います。

## 2 生活環境の保全

- 家庭での生活排水やし尿の適正な処理のため、合併処理浄化槽の設置補助を実施し、また、生活排水処理施設等の整備を進めます。
- 各家庭の汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理する「クリーンピュア川根本町」の適切な施設保全・改修を進め、効率的な運営方法等について検討を進めます。

### 第3章 ごみ処理の現状

#### 1. ごみの発生量の実績及びその性状

##### (1) ごみの分別区分

本町の現状における排出ごみの分別区分を以下に示します。

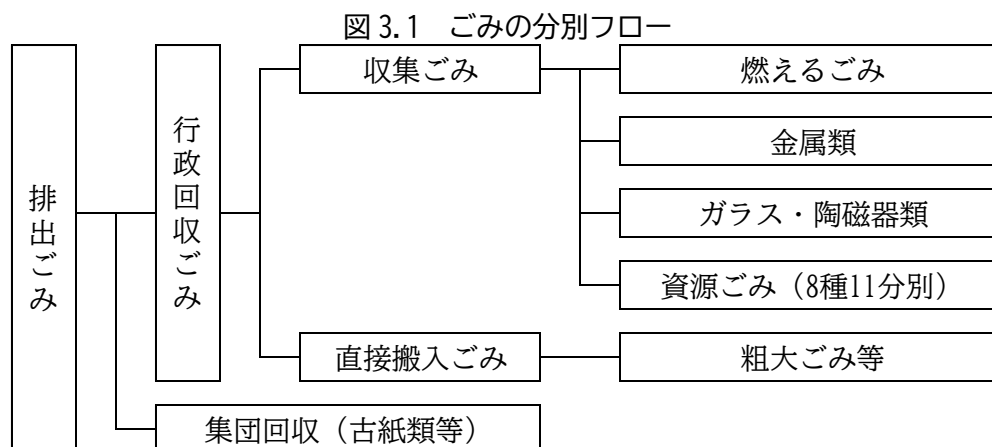


表 3.1 ごみの分別区分

区分	種類
燃えるごみ	生ごみ、衣類、紙くず、木くず等
金属類	金属のもの、製品に金属が付いているもの、金属製のフタ、小型電化製品
ガラス・陶磁器類	ガラス、せともの、植木鉢
資源ごみ	アルミ缶、スチール缶、空きびん（白色・透明、茶色、その他の色の3種類）、ペットボトル、古紙・牛乳パック、白色トレイ・発泡スチロール、乾電池・蛍光灯類、廃食油
処理場へ直接搬入するごみ	引っ越し、大掃除などで一時的に大量に出るごみ 粗大ごみ（タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、木片類等）
集団回収	新聞紙・雑誌類、ダンボール、アルミ缶、空きびん、古布

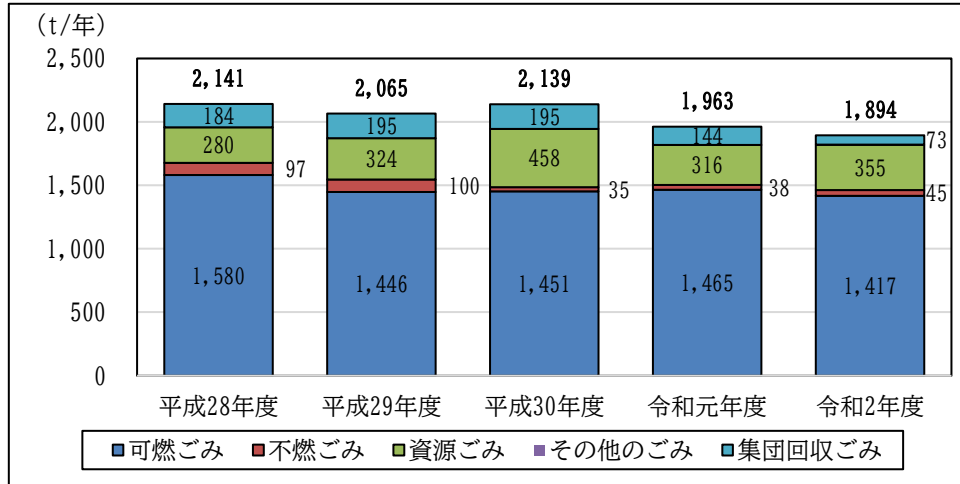


## (2) ごみの発生量

本町の総排出量（行政回収ごみ+集団回収ごみ）は、1,900~2,100t/年台で推移しています。令和2年度実績は過去5年のうち最も減少していますが、新型コロナウイルス感染症による生活の変化が影響していると推測されます。

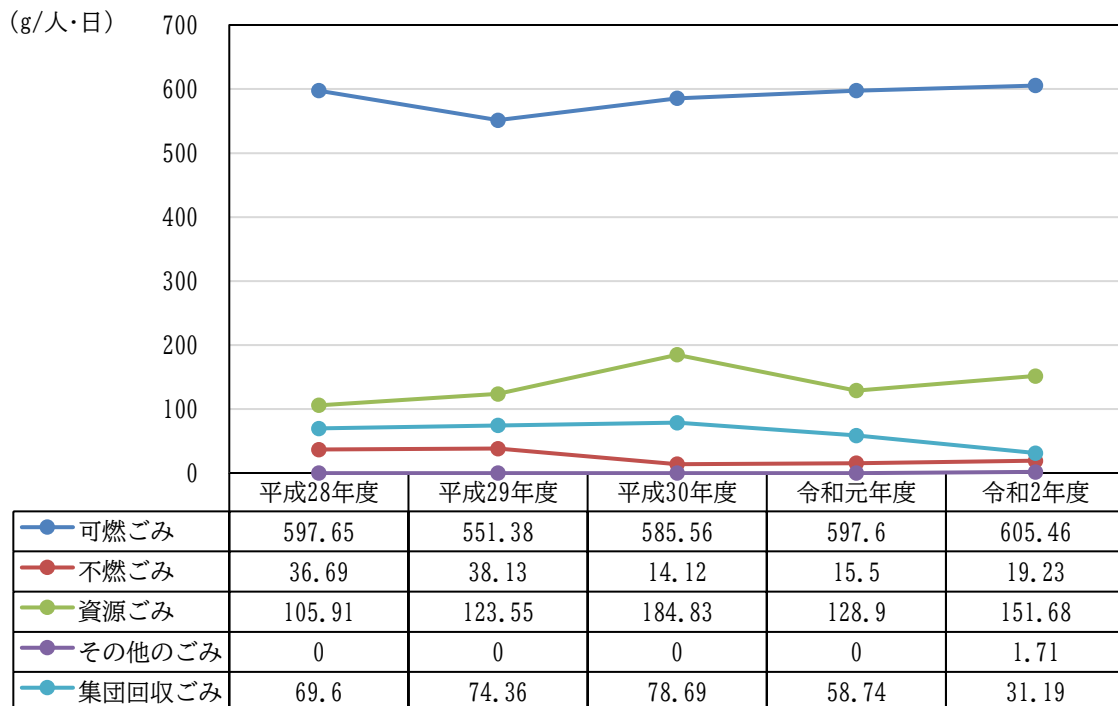
また、1人1日平均排出量（集団回収を含む）は、ほぼ横ばいとなっています。

図 3.2 総排出量の推移



[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 3.3 1人1日平均排出量の推移



[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

### (3) ごみの性状

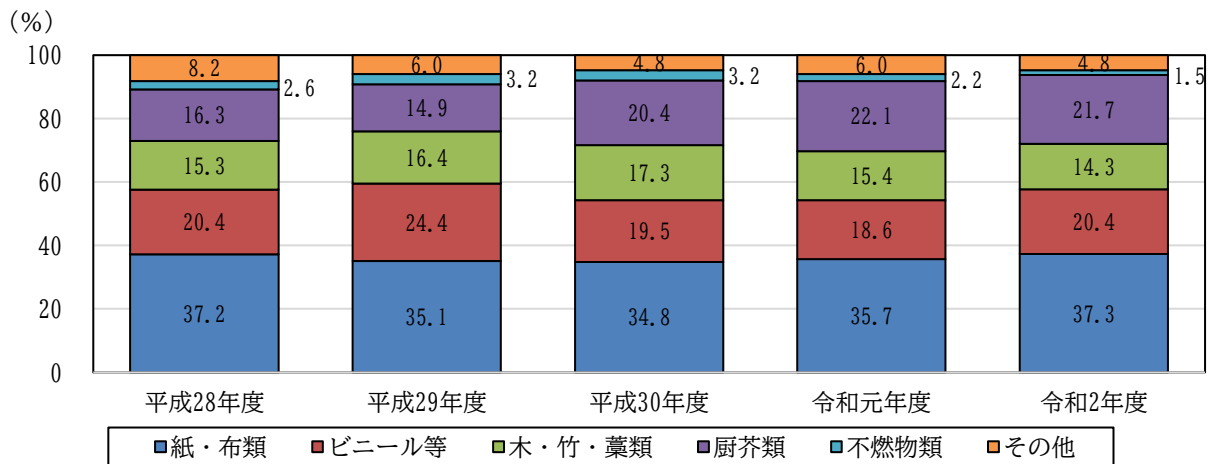
可燃ごみに含まれる組成、単位容積重量、三成分割合及び発熱量を示します。なお、調査対象は、処理先である田代環境プラザに搬入された可燃ごみであるため、本町のほか島田市の可燃ごみも含まれます。

表 3.2 可燃ごみの性状

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみの組成 (%)	紙・布類	37.2	35.1	34.8	35.7	37.3
	ビニール等	20.4	24.4	19.5	18.6	20.4
	木・竹・藁類	15.3	16.4	17.3	15.4	14.3
	厨芥類	16.3	14.9	20.4	22.1	21.7
	不燃物類	2.6	3.2	3.2	2.2	1.5
	その他	8.2	6.0	4.8	6.0	4.8
単位体積重量 (t/m <sup>3</sup> )		306	295	300	320	278
三成分 (%)	水分	54.0	50.7	55.1	56.2	54.0
	灰分	39.5	43.5	5.8	5.1	4.7
	可燃分	6.5	5.8	39.1	38.7	41.3
低位発熱量 (計算値) (kJ/kg)		6,092	6,921	5,981	5,882	6,413
低位発熱量 (実測値) (kJ/kg)		8,213	9,038	6,501	6,325	7,683

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

図 3.4 焼却ごみの成分



## 2. ごみの減量化・再生利用等の実績

### (1) 川根本町廃棄物減量等推進員要綱

本町では、ごみの減量化及び資源化並びに環境美化について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、町民もごみ問題に関する意識の高揚を図るため、川根本町廃棄物減量等推進員を委嘱しています。推進員は、原則として全ての地区に1人配置され、その属する地域において自治組織及び関係団体と協力し、町と町民のパイプ役として次に掲げる活動を自主的に実施します。

1. ごみの減量化及び資源化の推進並びにこれらの啓発に関する活動
2. ごみ集積所における分別及び排出マナーの指導
3. 地域における集団回収等の資源化活動の推進指導
4. 不法投棄その他のごみの不適正処理事例の町への連絡
5. その他町が行う減量等の施策への協力

### (2) 生ごみ処理機器等購入に対する助成

本町では、「生ごみ減量促進事業費補助金制度」を設けており、生ごみ処理機器等の購入費用の一部を助成しています。令和2年度は全4件の助成を行っており、生ごみの減量化の一助となっています。

表 3.3 生ごみ処理機器等購入助成数

(単位：件)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
乾燥式	6	11	9	2	4
容器式	11	1	6	—	—
バイオ式	—	—	1	—	—
合計	17	12	16	2	4

### (3) 資源集団回収活動に関する助成

本町では、古紙等の資源集団回収活動に対する補助金を交付しており、「川根本町古紙等資源集団回収奨励金交付要綱」により、資源物回収を促進しています。制度の概要と過去5年間の回収実績を以下に示します。

平成28年度～令和元年度においては年間約190t程度の回収量があったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による実施団体数の減少やライフスタイルへの影響等により、回収量、団体数、1団体あたり回収量とも減少しています。

対象品目：古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール）、びん類、缶類

対象団体：自治会、小中学校、子供会、PTA等の地域団体で町長が認めたもの。

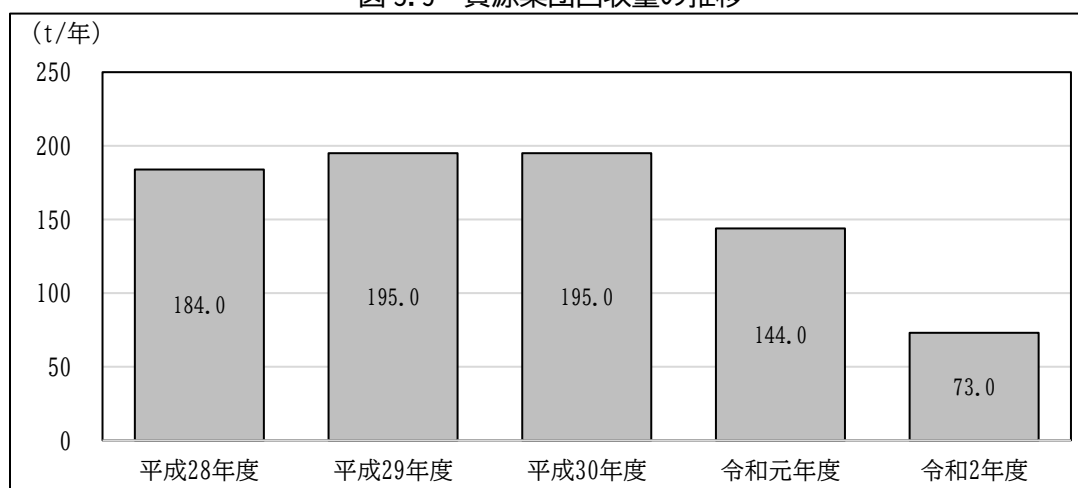
補助額：5円/kg

表 3.4 資源集団回収実績

区分	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
新聞紙	t/年	43	67	64	64	24	
ダンボール	t/年	93	65	69	66	31	
雑誌	t/年	40	46	43	45	17	
アルミ缶	t/年	7	7	7	8	6	
牛乳パック	t/年	0	0	0	0	0	
酒びん	t/年	3	4	4	10	2	
ビールびん	t/年	1	0	0	0	0	
合計	t/年	187	189	187	193	80	
団体数	団体	8	8	7	8	6	
1団体あたり回収量	t/団体	23.4	23.6	26.7	24.1	13.3	
(参考)	実態調査における集団回収量	t/年	184	195	195	144	73
	団体数	団体	8	8	7	8	6
	1団体あたり回収量	t/団体	23.0	24.4	27.9	18.0	12.2

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

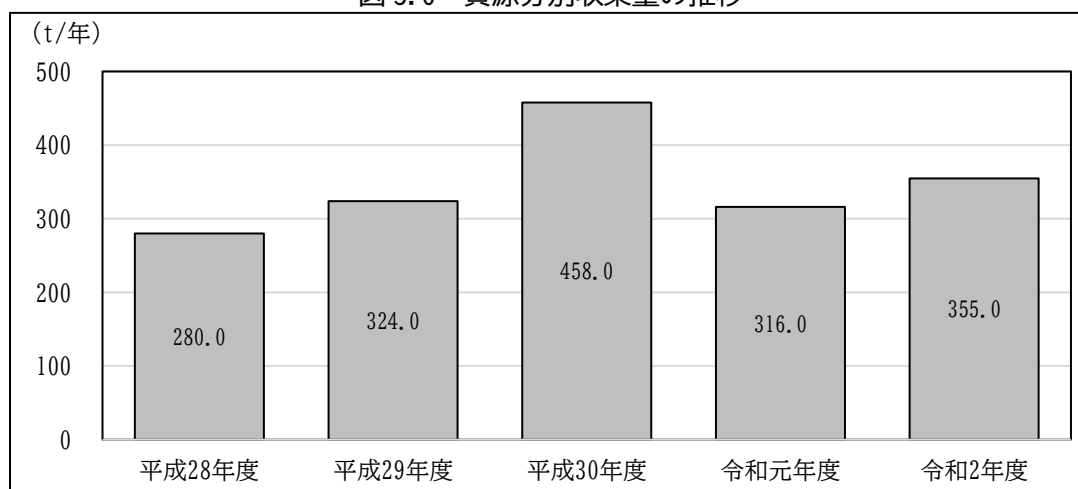
図 3.5 資源集団回収量の推移



#### (4) 資源物分別収集の促進

本町では、資源物の分別収集を推進しています。平成 21 年度から廃食用油の回収を開始し、令和 3 年度における分別品目は、アルミ缶、スチール缶、びん（白色・透明、茶色、その他）、ペットボトル、古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック）、白色トレイ・発泡スチロール、乾電池・蛍光灯類、廃食油となっています。

図 3.6 資源分別収集量の推移



(5) 家電4品目及びパソコンのリサイクル

本町は、家電リサイクル法の施行により、家電4製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、適正なりサイクルルートに引き渡すよう指導しています。

また、資源有効利用促進法により、パソコン及びディスプレイ等についても、適正なりサイクルルート（製造元等）に引き渡すよう指導しています。

(6) 中間処理施設での資源回収

島田市環境経済部環境課 田代環境プラザ（以下、「田代環境プラザ」という。）で発生するスラグ・メタルは、資源として有効利用されています。

(7) 総資源化量及び資源化率の実績

本町における集団回収量も含めた総資源化量は、令和2年度で376t、資源化率は19.9%となっています。

表 3.5 総資源化量及び資源化率の実績

(単位：t/年)

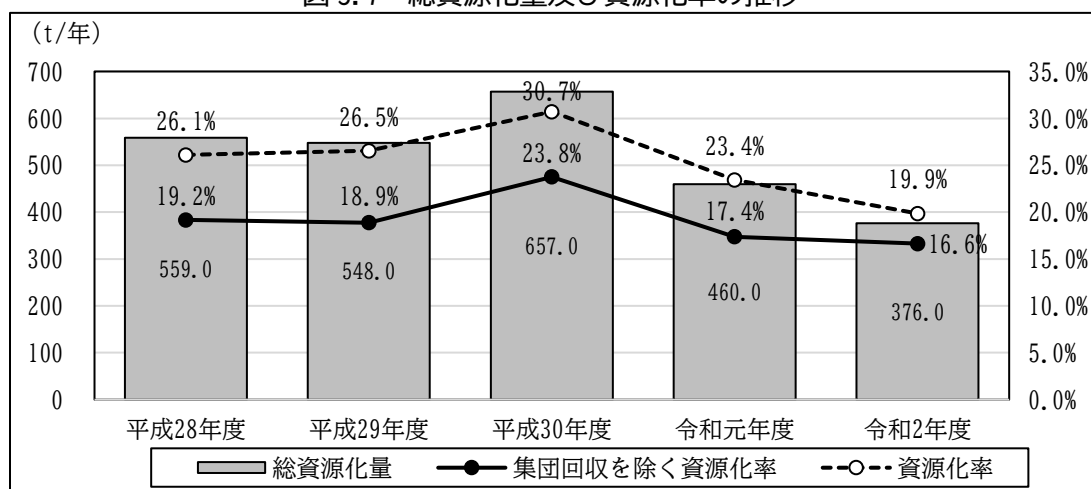
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排出量（集団回収量を含む）	2,141	2,065	2,139	1,963	1,894
排出量（集団回収量を含まない）	1,957	1,870	1,944	1,819	1,821
総資源化量	559	548	657	460	376
直接資源化量	370	353	415	0	0
処理後資源化量	5	0	47	316	303
集団回収量	184	195	195	144	73
集団回収を除く資源化率	19.2%	18.9%	23.8%	17.4%	16.6%
資源化率	26.1%	26.5%	30.7%	23.4%	19.9%

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

※集団回収を除く資源化率：(直接資源化量+処理後資源化量)/集団回収量を含めない排出量

資源化率：総資源化量/集団回収量を含めた排出量

図 3.7 総資源化量及び資源化率の推移

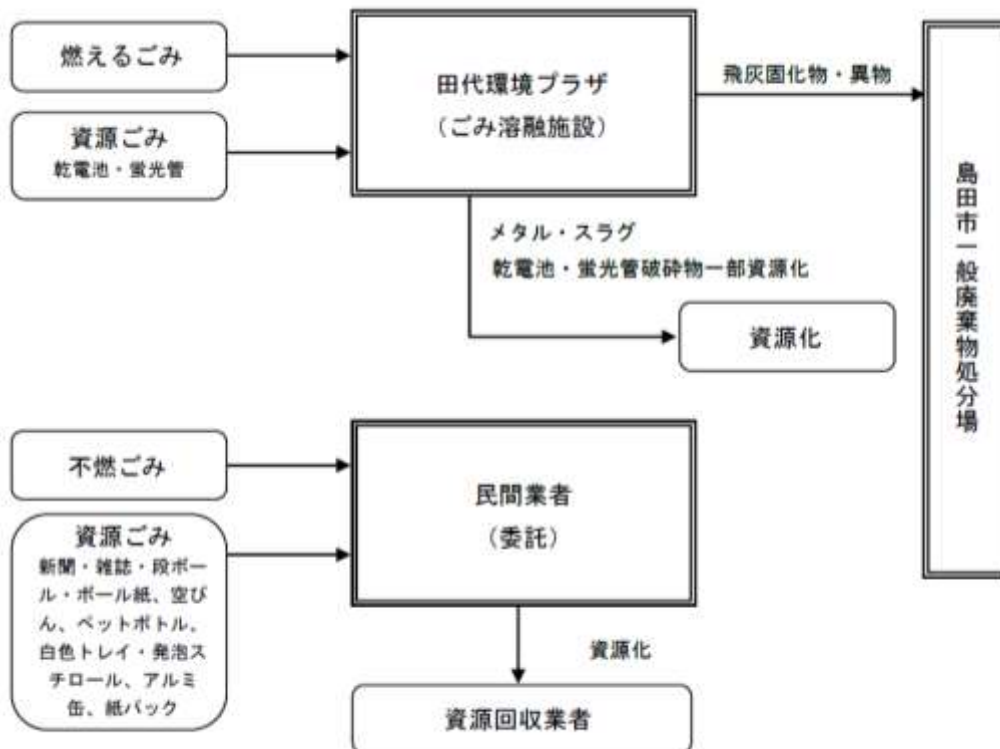


### 3. ごみ処理・処分の流れ

本町における現状のごみ処理・処分の流れを示します。

燃えるごみは田代環境プラザで中間処理を行い、不燃ごみ、資源物は民間業者に処理委託し、処理残渣は島田市の一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分を行っています。

図 3.8 ごみの処理・処分の流れ



#### 4. 中間処理施設、最終処分場等の状況

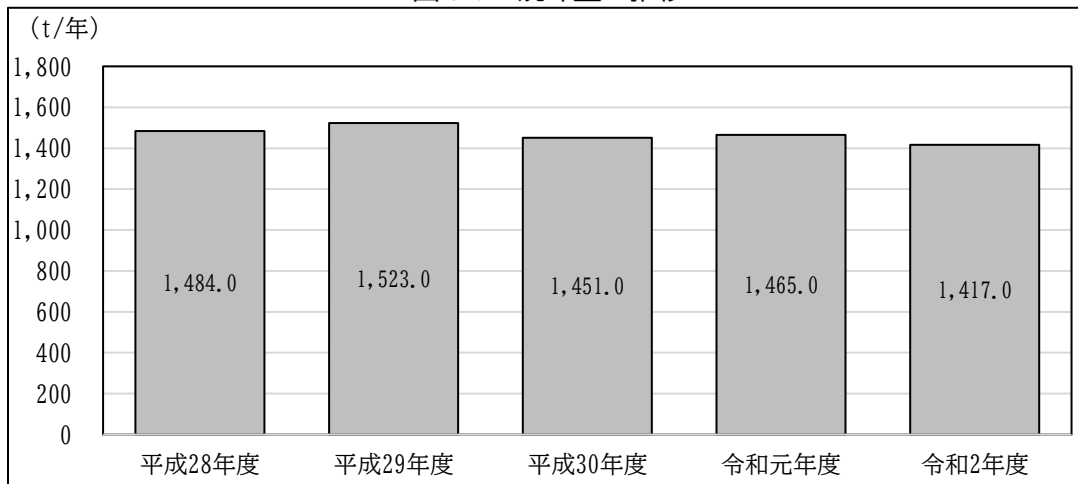
本町の焼却量は、多少の増減はあるが、ほぼ横ばいの傾向を示しており、令和2年度においては1,417t/年となっています。

表 3.6 焼却量の実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量 (t/年)	1,484	1,523	1,451	1,465	1,417

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 3.9 焼却量の推移



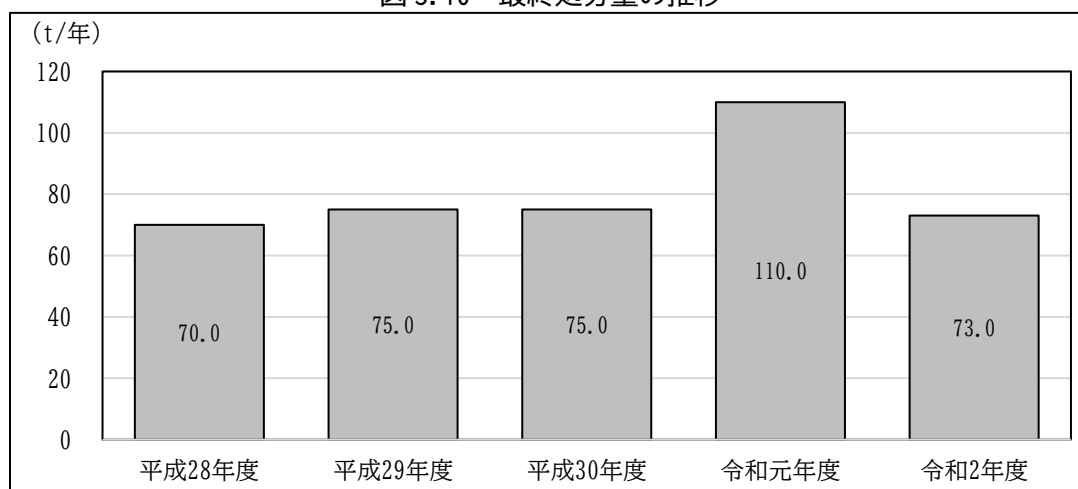
本町の最終処分量は、主に焼却残渣ですが、令和元年度には処理残渣が含まれたため一時的に増加しました。令和2年度においては73t/年となっています。

表 3.7 最終処分量の実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最終処分量 (t/年)	70	75	75	110	73

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 3.10 最終処分量の推移



## 5. ごみ処理体制（運営主体、維持管理主体、ごみ処理コスト）

### （1）収集・運搬体制

本町では、収集ごみを「燃えるごみ」、「金属類」、「ガラス・陶磁器」、「資源ごみ（8種11分別）」に分け、以下の方法で収集運搬を行っています。

表 3.8 収集・運搬の状況（収集ごみ）

分別区分	収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法	
燃えるごみ	週1回もしくは週2回	指定袋	直営	ステーション方式	
金属類	月1回	指定コンテナ	委託		
ガラス・陶磁器	月1回	指定コンテナ	直営		
資源ごみ	資源紙類	月1回もしくは月2回	白いひもで縛る		直営
	牛乳パック	月1回	指定ボックス		委託
	アルミ缶	月1回	指定コンテナ		委託
	スチール缶	月1回	指定コンテナ		直営
	空びん	月1回	指定コンテナ		委託
	ペットボトル	月1回	収集袋		委託
	乾電池	2ヶ月に1回	指定コンテナ		委託
	蛍光管	年3回	指定コンテナ		直営
	白色発砲スチロール トレイ類	月1回	指定ネット	委託	
廃食用油	月1回	指定ポリ容器	委託		



## (2) 中間処理

燃えるごみは田代環境プラザにて、溶融処理を行っています。発生するスラグ・メタルは、資源として有効利用されています。不燃ごみ及び資源ごみは民間業者に処理委託しています。

表 3.9 田代環境プラザの概要

設置主体	島田市環境経済部環境課
設置場所	島田市
運転開始	平成18年3月
敷地面積	24,261㎡
施設区分	ガス化溶融施設
処理能力	148t/24h (74t/24h×2炉)
処理方法	シャフト式直接溶融方式 (コークスヘッド式)
設備概要	受入供給：ピットアンドクレーン 燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ式 排ガス処理：ろ過式集じん器、消石灰吹込、脱硝装置 (触媒反応塔、アンモニア吹込)
運転管理	委託

## (3) 最終処分

田代環境プラザで生じた飛灰や、直接持ち込まれたがれき類などは、民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分を委託しています。

#### (4) 処理コスト

本町のごみ処理経費は、令和2年度において約15千万円となっています。住民1人あたりのごみ処理経費は約23,000円、ごみ1kgあたりの単価は約80円、ごみ袋5kgと想定した場合のごみ1袋あたりの処理経費は約400円となっています。

表 3.10 ごみ処理経費の実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ処理経費 合計 (千円)	137,944	157,648	164,855	166,353	147,342
住民1人あたり (円/人)	19,045	21,941	24,283	24,836	22,979
1kgあたり単価 (円/kg)	64.4	76.3	77.1	84.7	77.8
ごみ1袋 (5kg) あたり (円)	322.1	381.7	385.4	423.7	389.0

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

図 3.11 ごみ処理経費の推移

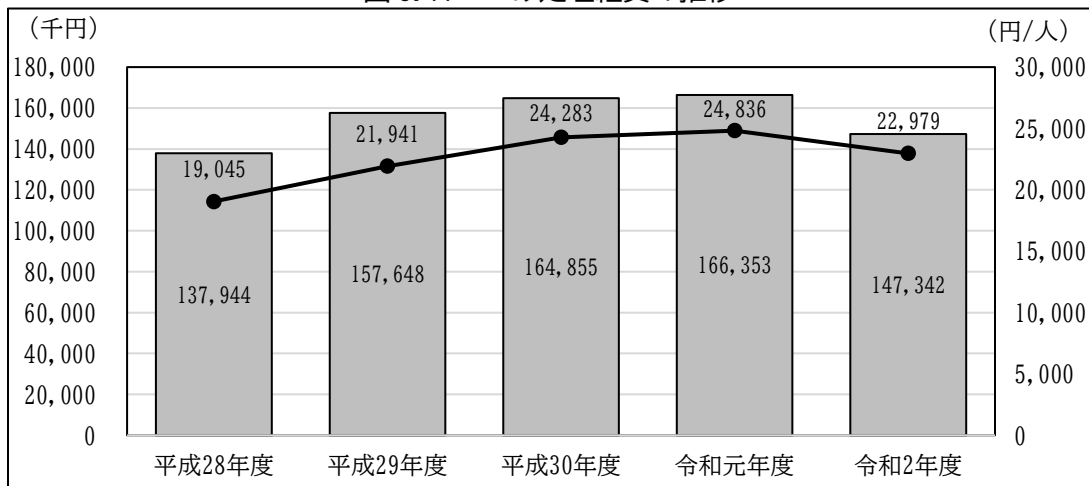
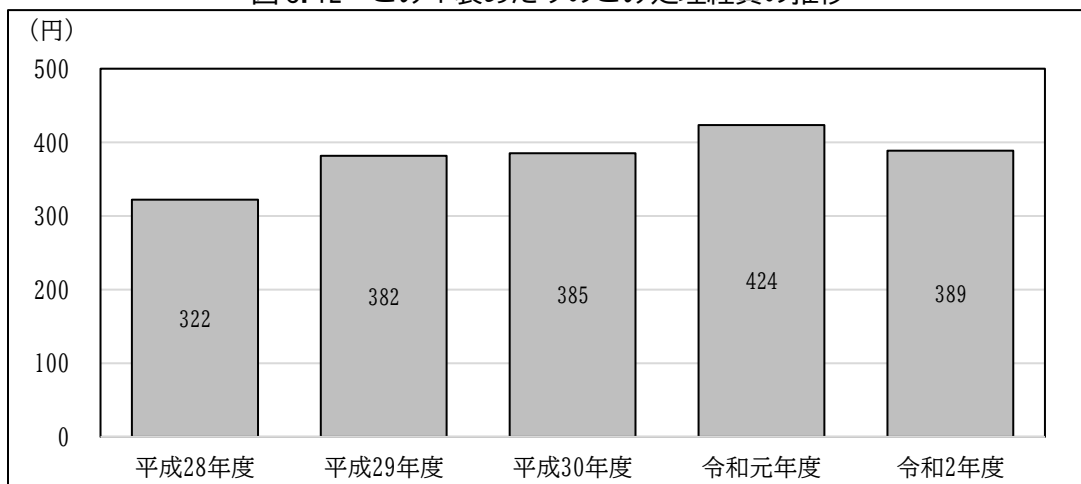


図 3.12 ごみ1袋あたりのごみ処理経費の推移



## 第4章 ごみ処理のこれまでの取り組みと今後の課題

### 1. ごみ処理のこれまでの取り組み

本町では、ごみ処理量の削減及び適正な処理を推進することを目的に以下の施策を実行してきました。

表 4.1 ごみ処理のこれまでの取り組み

分類	項目	進捗状況	評価
3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進	資源集団回収の推進	資源ごみの排出量はやや増加傾向にあるが、集団回収量では減少傾向となっています。近年はコロナの影響もあり、集団回収を中止していることも減少の要因ではありますが、「川根本町古紙等資源集団回収奨励金交付要綱」の周知により資源集団回収量の増加を目指しながら、事業目的の定着も図られてきたことから奨励金の交付についても見直しを検討していきます。	縮小
	レジ袋の削減	全国的なレジ袋の有料化に伴い、配布量は削減されていると思われるが、今後も引き続き、エコバック利用の推進と必要以上のレジ袋を受け取らないよう呼びかけを行い、レジ袋の削減に努めます。	継続
	生ごみ処理機器等購入に対する助成の活用	近年減少傾向にあるが、平均では年間10件前後の申請があることから、引き続き「生ごみ減量促進事業費補助金」による購入費の助成を行い、生ごみ排出量の削減に取り組んでいきます。	継続
	3 Rに対する意識の啓発	ごみの発生抑制・再使用・再利用の必要性・重要性について、広報や学校教育等を通じて周知を図り、地域住民の意識の高揚を図ります。また、本町ごみの排出量や処理状況について、広報やホームページ等に掲載し、地域住民がごみに対して意識できるよう努めます。	強化
「協働」によるごみ減量資源化の取り組み展開	事業系一般廃棄物排出事業者の指導	事業系一般廃棄物については、ごみ排出量が抑制されるよう検討していきます。特に、多量に事業系一般廃棄物を排出している事業者に対しては、ごみ排出量の抑制とともに、リサイクルの推進も併せて指導し、リサイクル率の向上を目指します。	継続

分類	項目	進捗状況	評価
「協働」によるごみ減量資源化の取り組み展開	リサイクル技術の開発とリサイクルルート確保	本町では、これまでごみとして排出してきた廃食用油を平成21年度から分別回収を開始し、回収された廃食用油は専門業者によりバイオディーゼル燃料として再生されています。 このように、ごみとして排出されてきたものが、リサイクル技術の進展によって再生可能になることによりリサイクル率の向上が期待されます。ただし、リサイクル技術を開発するにあたって行政のみでは限界があり、民間企業や学術研究所等と協力して取り組んでいきたいと考えています。	継続
	川根本町廃棄物減量等推進員制度の活用	本町では、ごみの減量化・資源化等の推進を図ることを目的として、各地域に「川根本町廃棄物減量等推進員」を委嘱しています。これまでも、ごみの減量化・資源化に関して地域に根付いた意見や提案を頂いており、今後も引き続き連携を密にし、きめ細かなごみ減量化・資源化対策を講じていきます。	継続
	不用品市の開催	実施の実績はありませんが、地域住民や地元事業者等が自ら開催する、不用品やチャリティーバザー、フリーマーケット等に、開催の告示や開催場所の提供等、可能な限り支援を行います。	強化
「地域特性」を活かした取り組み展開	不法投棄の監視	本町は、溪谷沿いの道路が多いことから不法投棄が多く報告されています。これまでも警察や地域事業所と協力して、監視体制の強化や不法投棄監視の協定等の仕組みを強化してきました。今後も不法投棄根絶のため、監視体制の強化と防止のための啓発活動に継続して取り組みます。	強化
	ごみ収集方法の検討	本町の人口は減少の傾向を示しており、今後も減少傾向が続くと予測されることから、ごみの収集方法について効率的な方法を検討する必要があります。 また、高齢者を対象にした粗大ごみ個別回収は実施しておりますが、今後は人口減少とともに高齢化が更に進むと考えられることから、高齢者のごみ排出方法について検討していく必要があります。	強化

## 2. ごみ処理の今後の課題

ごみ処理の現状から考えられる、本町におけるごみ処理の課題を次に示します。

### (1) 1人1日あたりごみ排出量の下げ止まり

ごみの排出量は平成30年度以降減少しているものの、人口も減少していることから、1人1日あたりのごみの排出量はほぼ横ばいで推移しています。ごみに含まれる減量可能なごみの削減や、資源化可能な資源物の分別促進について一層の努力をする必要があります。

### (2) リサイクル率の低下

リサイクル率については、平成30年度の実績で30.72%であったものの、令和2年度には19.85%に低下しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられますが、リサイクル率を上げることは、ごみの処理量を削減することにもつながります。これらのことから、分別や集団回収などに取り組み、リサイクル率を維持・向上するための取り組みが必要です。

### (3) リサイクルの質の向上

食品ロスの削減やプラスチックごみゼロに向けた取り組みなどは、住民・事業者・行政が協働して取り組んでいく必要があります。また、リサイクル率のみならず、リサイクルの質に着目した取り組みが求められます。

### (4) 収集・運搬

高齢者を対象とした戸別収集や、集積所の設置数の増加など、収集・運搬に係る取組を推進してきましたが、今後とも高齢化社会の進展が予測される状況の中、粗大ごみ以外のごみについても収集場所まで排出することが困難になる場合も考えられます。

また、今後人口が減少していくと予測される状況において、効率的なごみの収集についても検討していく必要があります。

これらのことを踏まえて、引き続き、ごみの収集・運搬について長期的な視野で検討していく必要があります。

### (5) 不法投棄

不法投棄について様々な対策を行っていますが、地震等による災害廃棄物が県を越えて不法投棄される場合などが懸念される状況において、今後とも不法投棄の根絶をめざし、未然防止策の検討や監視体制の強化を行っていく必要があります。

## 第5章 ごみ処理基本理念

本町では、まちの将来像を

### 水と森の番人が創る癒しの里 川根本町

～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～

としており、大井川上流に位置する地域として、大切な財産である大井川の流れや、美しい景観、豊かな森林を守り育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、地域を担う未来の子供たちにつないでいくことが重要な使命と言えます。

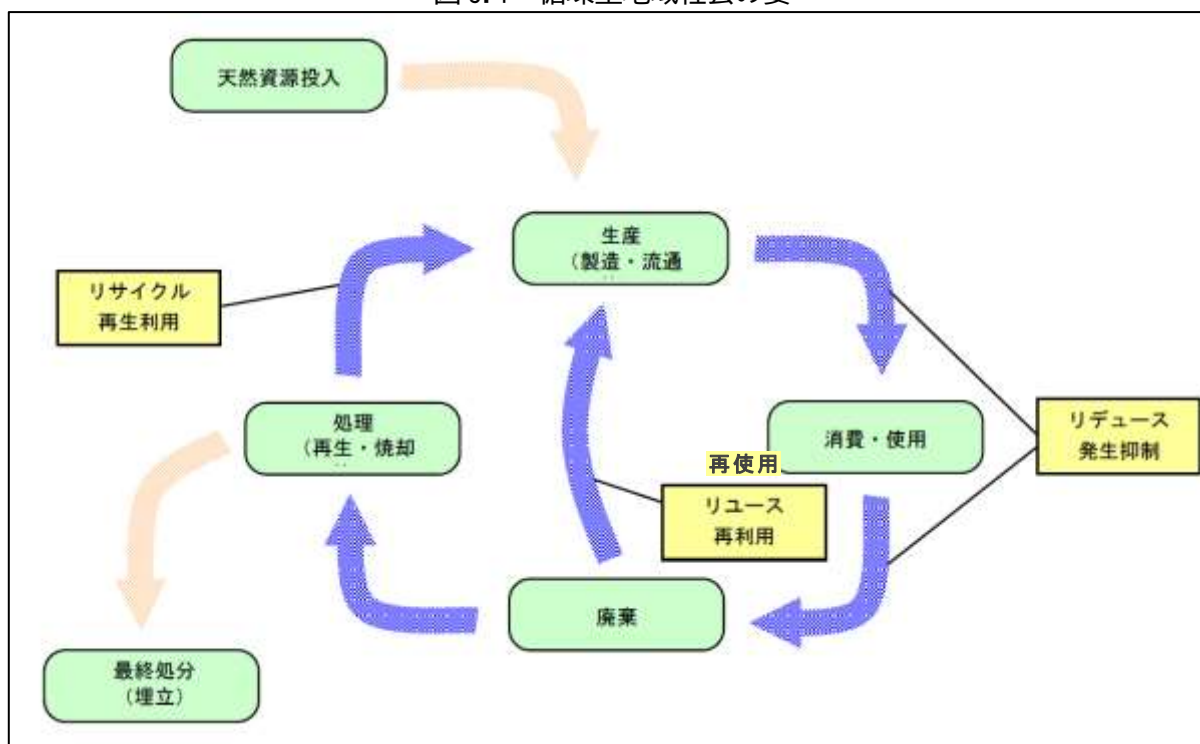
豊かでかけがえのない貴重な自然環境を守り続けていくことは、本町のみならず大井川下流域の人々の生活をも支えていくこととなります。

自然界は、大気、水質、土壌及び動植物の間を物質が移動、循環し生態系が均衡を保つことにより成り立っています。このような循環の環から、私たちが大量の物質を取り出し、生産、消費、破棄を続けていくことは、自然環境に大きな打撃を与えると同時に、私たちの生活の持続を狭めることとなります。

私たちがめざす環境型地域社会は、自然界から採取する資源の量をできる限り少なくして、再利用を進めることにより、最終的に自然界へ廃棄するものを最小限にすることが基本です。

自然界の循環を尊重して、資源を有効活用することにより環境の恵みを享受できる社会を構築していくこととします。

図 5.1 循環型地域社会の姿



特に天然資源の中でも化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量を最小限に抑えて、再生かつ持続が可能な生物由来の有機資源利用ができるよう、自然環境に適切に配慮できるバイオマスの利活用を推進することが有効であると考えられます。

本町においては、「循環型地域社会の推進」を図るため、3Rの取り組みを進めるとともに、地域住民・事業者・行政が相互に役割を分担し、協働して取り組むものとします。

そして、3Rの推進とともに、私たちの日常における暮らしを、従来的大量生産・大量消費・大量廃棄から、自然に親しむことや、地域に潜在するバイオマス等の再生可能なエネルギーの活用、旬な食材嗜好など四季の移り変わりを感じるような自然と共生した暮らしへ移行していくことを目指します。

## 第6章 ごみ処理基本方針

---

ごみ処理基本理念から、地域住民・事業者・行政が取り組んでいく方針を以下に示します。

### 1. 質に着目した3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し、地域住民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに、主体的協力を強く働きかけていきます。

さらに、発生したごみについては可能な限り家庭・事業所内で減量化や再生利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、集団回収、店頭回収、資源物分別収集等の再資源化を推進していきます。

また、食品ロスや紙ごみ、プラスチックごみなど、ターゲットを絞り込んだ取り組みを促進するとともに、質の向上に着目し、3Rの機運を醸成していきます。

### 2. 「協働」によるごみ減量・資源化の取り組み展開

ごみ減量資源化を推進していくためには、担い手としての地域住民、生産・流通に携わる事業者、施策を推進する行政との連携が必要です。

このため、三者が協働し相互の理解のもとにごみ減量・資源化の取り組みを展開していきます。

### 3. 「地域特性」を活かした取り組み展開

本町は豊かな森林、大井川など貴重な自然環境という地域特性を持っており、これらを考慮してごみの減量化及び資源化並びにごみ処理体制を構築していきます。



## 第7章 地域住民・事業者・行政の役割

---

地域住民・事業者・行政の三者が「協働」し、ごみの減量資源化に取り組んでいくために考えられるそれぞれの役割を示します。

### 1. 地域住民の役割

地域住民は、ごみ問題に対する意識を持ち、ごみを排出する当事者として自らごみの減量推進化に努めるとともに、地域におけるごみ減量推進化の取り組みや美化活動に積極的に参加し、町が行うごみの減量資源化に関する施策に協力するなど、自主的・主体的な取り組みが期待されます。

### 2. 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者として責任を自覚し、事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、町が行うごみの減量推進化に関する施策に積極的に協力し、取り組むことが期待されます。

### 3. 行政の役割

行政についても、ひとつの組織としてごみの排出抑制、再生利用等によりその減量に努めるとともに、本町におけるごみの減量推進化を促進するため、地域住民・事業者・行政の役割分担を明確にしつつ排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策を推進・支援していきます。

また、「エコアクション21」への取り組みなど、積極的に行動していきます。

さらに施策については、川根本町廃棄物減量等推進協議会及び川根本町廃棄物減量等推進員の提言を受けて実現させていきます。

## 第8章 ごみの将来予測と減量目標

### 1. 予測方法

#### (1) 推計式

過去5年間（平成28～令和2年度）の1人1日あたりの原単位（g/人・日）を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年 厚生省監修）に示す表8.1の推計式を用いて予測します。

各推計式の特徴は、表8.2のとおりです。

表8.1 予測に用いる推計式

① 1次傾向線	$Y = a \cdot X + b$	Y：推計値（原単位等） X：年度数（実績初年度を1とする） a、b、c、K：係数
② べき曲線	$Y = a \cdot X^b$	
③ 2次傾向線	$Y = a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	
④ 1次指数曲線	$Y = a \cdot b^X$	
⑤ ロジスティック曲線	$Y = K / \{1 + a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)\}$	

[参考] ごみ処理施設構造指針解説

表8.2 推計式の特徴

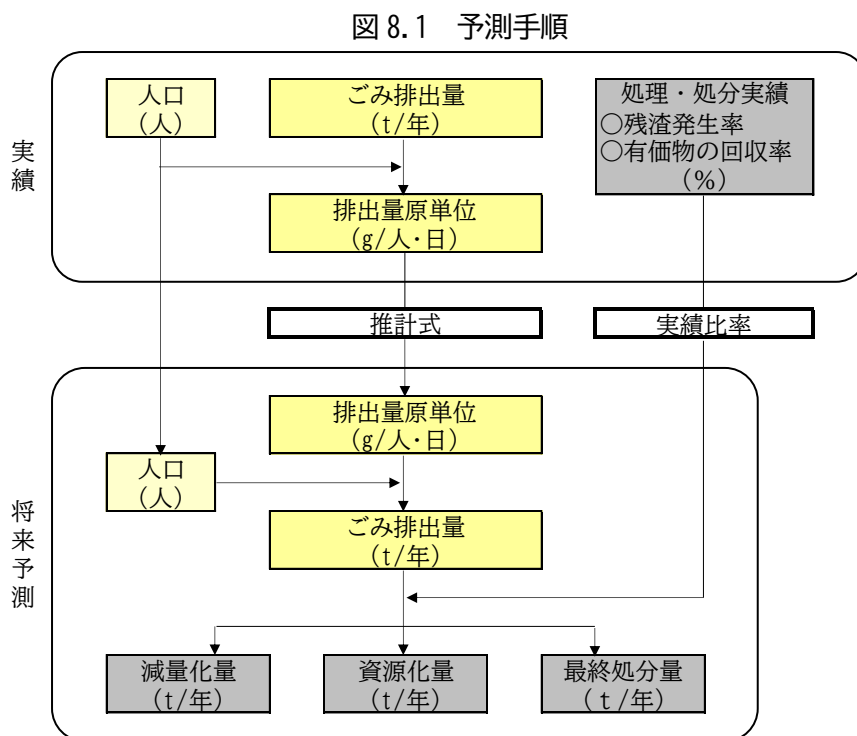
推計式名	特 性
① 1次傾向線	過去の実績を用いて直線式に当てはめて推定。増加又は減少傾向がはっきり出る。ただし、実績に増減がある場合は正確さが劣る。
② べき曲線	過去の実績からべき曲線式に当てはめて推定。ある一定のべき係数（b乗）で増加又は減少を繰り返す式であり、比較的あてはまりがよい傾向にある。
③ 2次傾向線	過去の実績から2次曲線に当てはめて推定。実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少になる場合などは傾向が極端に出る。
④ 1次指数曲線	過去の実績を用いて1次指数曲線式に当てはめて推定。実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向がある場合は正確さがあり、これ以外では極端な傾向となる。
⑤ ロジスティック曲線	過去の実績を用いてロジスティック曲線式に当てはめて推定。Kは一定数、EXPは自然対数の底（基準値）を表す。この数式は一定数Kに収束するような推定となる。

## (2) 予測手順

本町から発生するごみのうち、本町が処理を行っている行政回収ごみ（収集及び直接搬入）と地域団体等が資源化業者に引き渡している集団回収ごみとは、実績の傾向が異なるため、それぞれを推計式に代入して予測を行います。その後、行政回収ごみの内訳は、直近の令和2年度実績比で割り振ります。

以上により求めた種類別の1人1日あたりの原単位に、将来人口を乗じて、将来のごみの種類別排出量を求めます。さらに、直近の令和2年度における処理・処分実績比で、減量化量・資源化量・最終処分量を割り振ります。

予測手順は、図8.1に示すとおりです。



## (3) 将来人口の設定

将来人口の設定に当たっては、「第2期川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン【時点修正】」（令和2年度）の目標人口（令和7年度、令和12年度）を当てはめます。なお、目標人口の設定がない年度については、直線補完を行いました。

表 8.3 将来人口

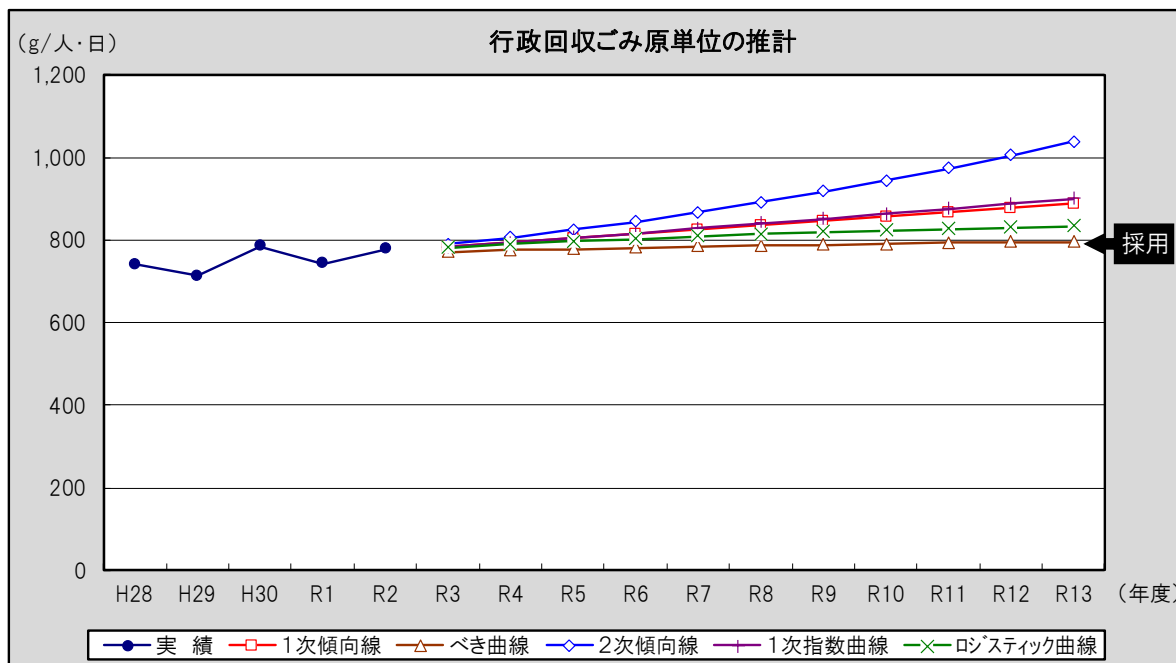
項目	令和7年度	令和12年度
総人口	6,323人	5,742人

〔出典〕第2期川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン【時点修正】（令和2年度）

## 2. 予測結果

### (1) 行政回収ごみ原単位

実績は増減しつつ過去5ヶ年に渡って緩やかに増加しており、予測結果はいずれも増加傾向で推移しています。このうち、最も緩やかな増加傾向を示す「べき曲線」による推計値を採用しました。直近実績より減少する令和3～4年度は補完しました。



単位:g/人・日

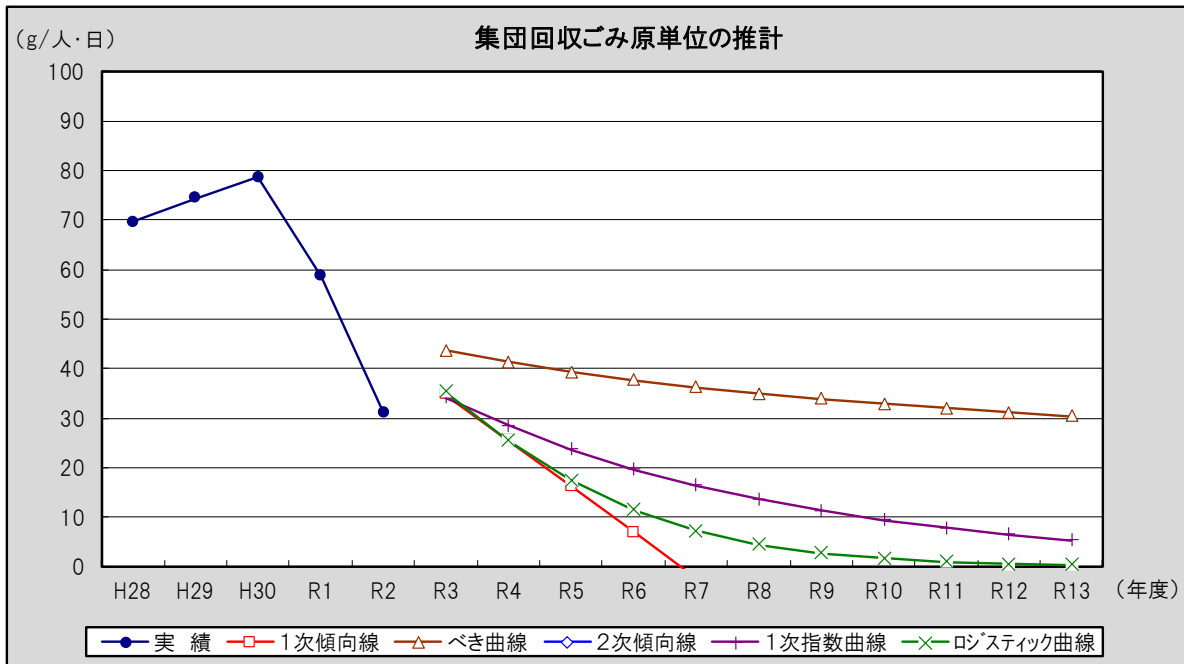
実 績			推 計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	740.25	R3	6	782.96	771.40	789.26	783.21	781.80
H29	2	713.05	R4	7	793.42	775.20	806.01	794.21	789.47
H30	3	784.51	R5	8	803.88	778.52	824.57	805.37	796.48
R1	4	742.00	R6	9	814.34	781.45	844.92	816.68	802.88
R2	5	778.08	R7	10	824.80	784.08	867.07	828.15	808.70
			R8	11	835.27	786.47	891.02	839.78	813.99
			R9	12	845.73	788.66	916.77	851.58	818.79
			R10	13	856.19	790.68	944.32	863.54	823.15
			R11	14	866.65	792.56	973.66	875.67	827.09
			R12	15	877.11	794.30	1,004.81	887.96	830.66
			R13	16	887.57	795.94	1,037.75	900.44	833.89
			相関係数		0.55986	0.51940	0.56275	0.56030	0.55640
			採用式			○			

#### 各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線 $Y=a \cdot X+b$	10.461	720.195	—	—
べき曲線 $Y=a \cdot X^b$	728.490029	0.03193901	—	—
2次傾向線 $Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	0.89928571	5.06528571	726.49	—
1次指数曲線 $Y=a \cdot b^X$	720.331373	1.01404577	—	—
ロジスティック曲線 $Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.19981228	0.10912175	—	862.961

## (2) 集団回収ごみ原単位

実績は平成 30 年度まで増加したものの令和元年度以降は減少に転じており、予測結果はいずれも減少傾向で推移しています。このうち、最も緩やかな減少傾向を示す「べき曲線」は、直近の令和 2 年度実績を上回っていることから当てはめにくく、次に緩やかな減少傾向を示す「1 次指数曲線」は目標年次において直近の令和 2 年度実績の 83% 減となることから当てはめにくいと判断されます。そのため、集団回収原単位は推計式によらず、直近の令和 2 年度実績で推移するものとします。



単位:g/人・日

実績			推計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	69.60	R3	6	34.78	43.74	-9.67	34.25	35.35
H29	2	74.36	R4	7	25.54	41.32	-63.36	28.49	25.49
H30	3	78.69	R5	8	16.30	39.33	-129.75	23.70	17.44
R1	4	58.74	R6	9	7.05	37.66	-208.85	19.72	11.46
R2	5	31.19	R7	10	-2.19	36.22	-300.64	16.40	7.31
			R8	11	-11.44	34.97	-405.14	13.64	4.57
			R9	12	-20.68	33.87	-522.33	11.35	2.82
			R10	13	-29.92	32.88	-652.22	9.44	1.73
			R11	14	-39.17	31.99	-794.82	7.85	1.05
			R12	15	-48.41	31.19	-950.11	6.53	0.64
			R13	16	-57.66	30.45	-1,118.11	5.43	0.39
			相関係数		0.76830	0.55176	0.99007	0.69708	0.84717
			採用式						

### 各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線	$Y=a \cdot X+b$	-9.244	90.248	-
べき曲線	$Y=a \cdot X^b$	84.7283047	-0.3690516	-
2次傾向線	$Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	-6.35	28.856	45.798
1次指数曲線	$Y=a \cdot b^X$	103.381171	0.83184169	-
ロジスティック曲線	$Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.07074308	-0.5031939	86.559



### 3. 目標設定

#### (1) 県の目標との比較

目標設定にあたっては、「第4次静岡県循環型社会形成計画（案）」（令和3年度策定中）と整合を図ることが望ましいと考えられます。

同計画では、一般廃棄物の数値目標として、目標年次を令和8年度とし、「1人1日あたりの排出量」及び「1人1日あたりの最終処分量」が定められています。これに対し、前項で求めた本町の将来ごみ量予測結果では、いずれの指標も満足すると見込まれます。

県の目標と本町の予測結果の比較を、表8.5に示します。

なお、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）において新たに指標として設定された食品ロス量については、都道府県における統一的な推計方法が確立しておらず、国は都道府県の食品ロス量を積み上げていないため、県では食品ロスに係る数値目標を設定していません。

表 8.5 県の目標と本町の予測結果の比較

項目		令和元年度 (県の計画の基準年)	令和8年度 (県の計画の目標年)
1人1日あたりの排出量 (g/人・日)	静岡県	885	848
	本町	800.74	817.65
1人1日あたりの最終処分量 (g/人・日)	静岡県	43	39
	本町	44.87	31.53

[出典] 静岡県：第4次静岡県循環型社会形成計画（案）（令和3年度策定中）

#### (2) 本計画の削減目標

以上より、本計画では、実績傾向を鑑み、表8.6のとおり独自の削減目標を設定します。

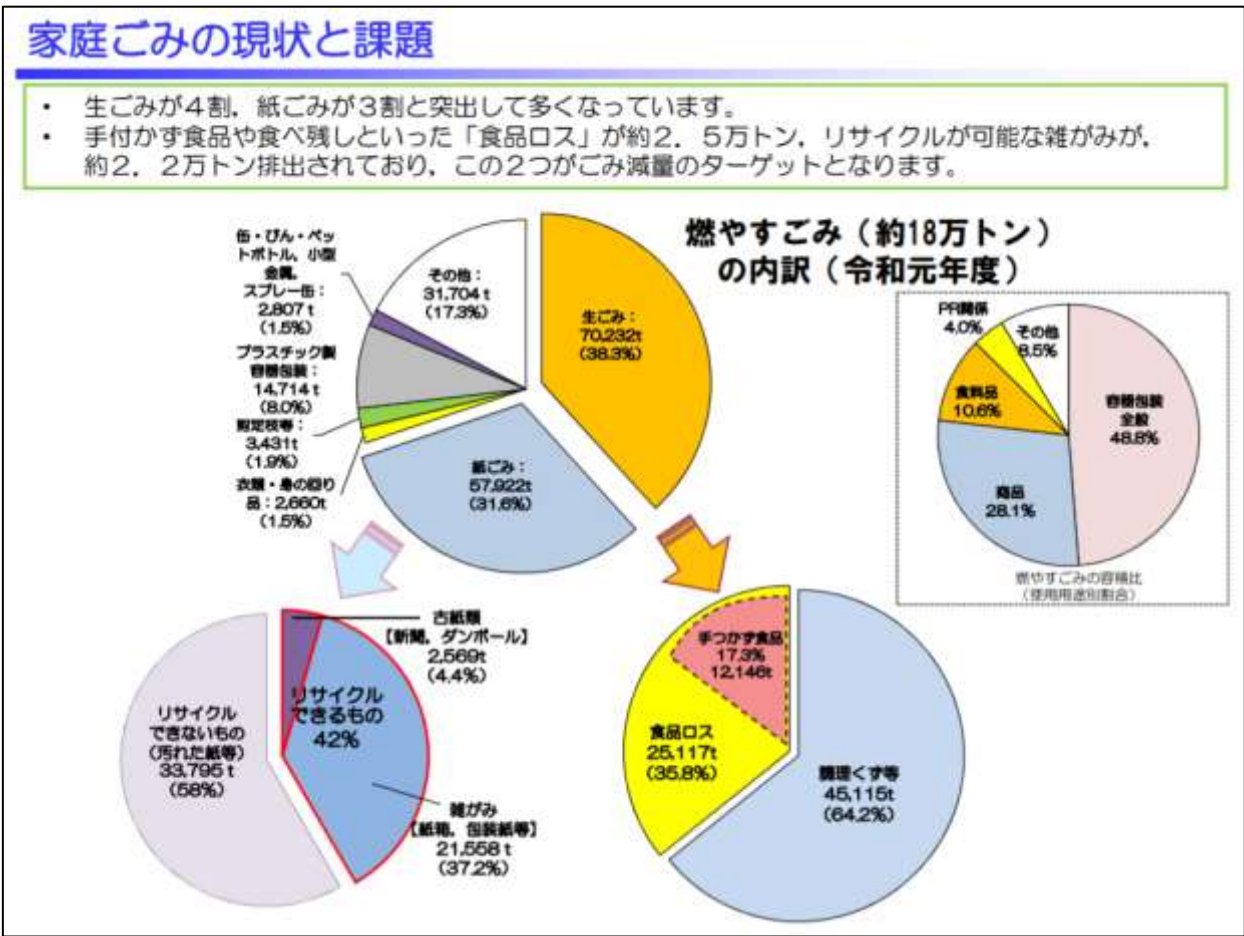
表 8.6 本計画における削減目標

令和13年度目標
<b>【可燃ごみ】</b> ○他市例を参考に求めた食品ロス量*について、その1/2を発生抑制・減量化する。 ○他市例を参考に求めたりサイクル可能な紙類*について、その1/2を分別する。
<b>【資源ごみ】</b> ○上記可燃ごみから分別したりサイクル可能な紙類の分が増加する。
以上の取組による目標値 令和13年度 総ごみ排出量原単位 予測値：827.13g/人・日 → 目標値：784.08g/人・日（約43g/人・日の減量）

※次ページ「参考とした他市例」参照

※参考とした他市例

京都市『家庭ごみの細組成調査』（令和元年度調査結果）



京都市では、昭和55年度から毎年家庭ごみの細組成調査を行い、ごみの実態を把握している。公表されている直近の令和元年度調査結果では、家庭系燃やすごみ18万tのうち、25,117t（約13.9%）の食品ロス、24,127t（2,569t+21,558t）（約13.4%）のリサイクルできる紙ごみが含まれていた。





## 第9章 目標実現に向けた施策

ごみ減量目標の実現と、よりよいごみ行政の実現に向けて、以下の施策に取り組みます。

### 1. 質に着目した3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進

#### (1) 資源集団回収の推進

最近の傾向として資源集団回収量はほぼ横ばい傾向となっておりますが、川根本町廃棄物減量等推進員などに一層の協力を仰ぐとともに、「川根本町古紙等資源集団回収奨励金交付要綱」の周知などを行うことによって、資源集団回収量が増加するよう努めます。

#### (2) プラスチックごみゼロに向けた取組

令和2年度に全国一律で導入されたレジ袋有料化に基づき、事業者とともに地域住民に対してエコバックの利用促進を呼びかけ、レジ袋の削減に努めます。また、リターナブル容器の活用推進や不要なカトラリー等の受け取りを断るなど、プラスチックごみゼロに向けた機運を醸成していきます。

#### (3) 生ごみ処理機器等購入に対する助成の活用

燃えるごみのうち、生ごみ（厨芥類、野菜くず）については、これまでも「生ごみ減量促進事業費補助金」制度により、生ごみ処理機器やコンポスト購入にあたって購入金額の一部を助成してきましたが、今後も同様の取り組みを継続していきます。

#### (4) 3Rに対する意識の啓発

ごみの発生抑制・再使用・再生利用の必要性・重要性について、広報や学校教育等を通じて周知を図り、地域住民の意識の高揚を図ります。また、本町のごみの排出量や処理状況について広報やホームページなどに掲載し、地域住民が継続してごみに対して意識できるよう努めます。

### 2. 「協働」によるごみ減量・資源化の取り組み展開

#### (1) 事業系一般廃棄物排出事業者の指導

事業系一般廃棄物については、ごみ排出量が抑制されるよう継続して検討していきます。特に、多量に事業系一般廃棄物を排出している事業者に対しては、ごみ排出量の抑制とともに、リサイクルの推進も併せて指導し、リサイクル率の向上を目指します。

#### (2) リサイクル技術の開発とリサイクルルートの確保

本町では、これまでごみとして排出してきた廃食用油を、平成21年度から分別回収を開始し、回収された廃食用油については業者によってバイオディーゼルとして再生しています。このように、ごみとして排出されてきたものが、リサイクル技術の進展によって再生可能になることによりリサイクル率の向上が期待されます。

### (3) 川根本町廃棄物減量等推進員制度の活用

本町では、ごみの減量化・資源化等の推進を図ることを目的として、各地域に「川根本町廃棄物減量等推進員」を委嘱しています。これまでも、ごみの減量化・資源化に関して地域に根付いた意見や提案を頂いておりますが、今後も密な連携を取り、きめ細やかなごみの減量化・資源化のための対策を講じていきます。

### (4) 不用品市の開催

地域住民や事業者等が自ら開催する、不用品やチャリティーバザー、フリーマーケット等について、開催の告示や開催場所の提供など、可能な限りの支援を行っていきます。

### (5) 食品ロス削減の取組

令和元年度に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、家庭及び外食等における食品ロスを削減するため、関連団体等と連携したフードドライブの実施や、飲食店と協働した食べ残し削減の取り組みについて検討していきます。

### (6) 紙ごみ削減の促進

可燃ごみに混在するリサイクルできる紙ごみについて徹底的に資源化を図るため、雑がみの分別促進やペーパーレスの推進、新聞販売店による自主回収や民間拠点回収などの利用促進を推進していきます。

## 3. 「地域特性」を活かした取り組み展開

### (1) 不法投棄の監視

本町は、渓谷沿いの道路が多いことから、不法投棄が多く報告されています。これまでも地域事業所と連携して、監視体制をさらに強化するために不法投棄監視の協定の仕組みを整備しました。今後も、不法投棄の根絶のため、監視体制を強化するとともに、継続した取り組みを行っていきます。

### (2) ごみ収集方法の検討

本町の人口は、減少の傾向を示しており今後も減少傾向が続くと予測されます。このような状況において、今後ごみの収集方法においても、効率的な方法を検討していく必要があります。

また、人口の減少とともに地域住民の高齢化も進んでいくことが考えられます。粗大ごみについては、高齢者を対象に戸別回収を実施しておりますが、その他のごみについても、高齢者に負担がかからないよう、排出方法などについても検討していく必要があります。

## 第 10 章 生活排水等の現状

### 1. 生活排水の処理状況

#### (1) 生活排水処理人口の実績整理

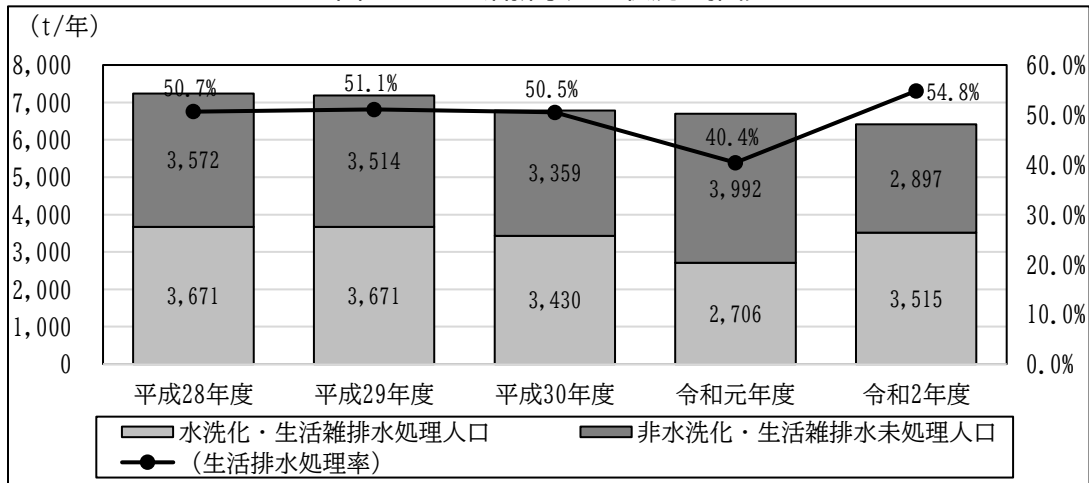
本町では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を進めています。令和2年度において、計画処理区域内人口 6,412 人のうち、3,515 人については、生活排水の適正処理がなされています。生活排水処理率は 54.8%となっています。

表 10.1 生活排水処理形態別人口の実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口	7,243	7,185	6,789	6,698	6,412
水洗化・生活雑排水処理人口	3,671	3,671	3,430	2,706	3,515
（生活排水処理率）	50.7%	51.1%	50.5%	40.4%	54.8%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	3,671	3,671	3,430	2,706	3,515
下水道	0	0	0	0	0
農業集落排水施設	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	3,460	3,445	2,290	2,986	1,994
その他（非水洗化人口含む）	112	69	1,069	1,006	903

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 10.1 生活排水処理状況の推移



#### (2) 合併処理浄化槽の整備状況

本町における合併処理浄化槽の整備状況を表 10.2 に示します。

表 10.2 合併処理浄化槽の整備状況

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置基数 (基)	24	19	9	18	9
累計 (基)	1,496	1,515	1,524	1,542	1,551

(3) その他の整備状況

本町では、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設の整備計画はありません。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理実績

本町における過去 5 年間の、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量を示します。令和 2 年度におけるし尿収集量は 359kl、浄化槽汚泥は 3,991klとなっています。

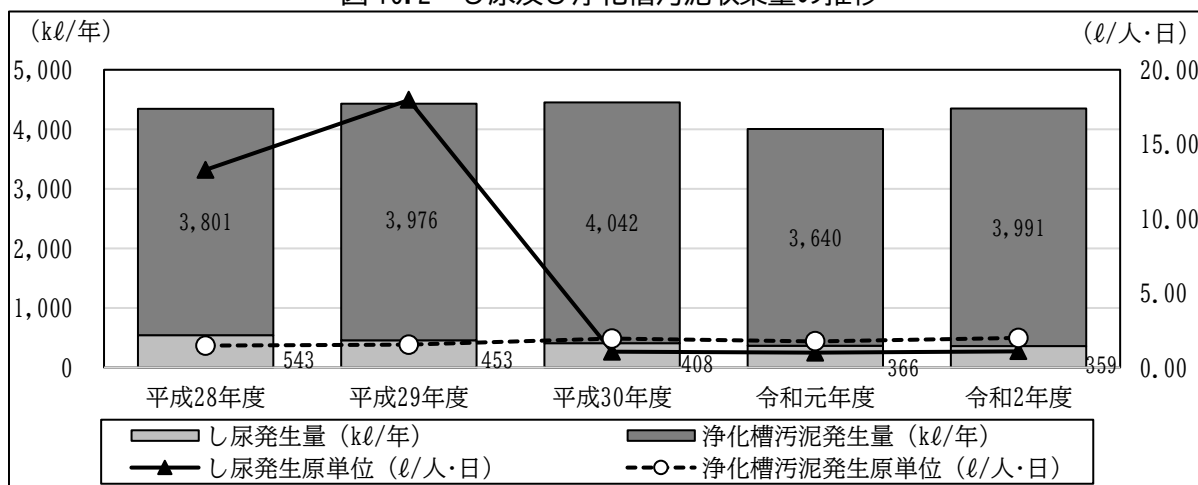
一般的に、単独処理浄化槽と比較して合併処理浄化槽は、浄化槽汚泥の発生量が大きくなる傾向があるため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進むことによって、浄化槽汚泥の原単位は増加する傾向があります。

表 10.3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理実績

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿・浄化槽汚泥発生量 (kl/年)	4,344	4,429	4,450	4,006	4,350
し尿発生量 (kl/年)	543	453	408	366	359
浄化槽汚泥発生量 (kl/年)	3,801	3,976	4,042	3,640	3,991
年間日数 (日)	365	365	365	366	365
年間日平均発生量 (kl/日)	11.90	12.13	12.19	10.95	11.92
し尿発生原単位 (ℓ/人・日)	13.28	17.98	1.05	0.99	1.09
浄化槽汚泥発生原単位 (ℓ/人・日)	1.46	1.53	1.94	1.75	1.98

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)

図 10.2 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



## (2) し尿・浄化槽汚泥の収集・処理体制

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬車は、許可収集となっています。令和2年度における許可業者収集運搬車両は計5台（最大積載容量：2.0kl：1台、3.0kl：1台、3.7kl：2台、5.0kl：1台）となっています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、クリーンピュア川根本町に運搬され、全量を処理しています。クリーンピュア川根本町では、処理工程で発生する汚泥を脱水・乾燥後、乾燥汚泥として農地に還元しています。

表 10.4 し尿処理施設の概要

施設名称	クリーンピュア川根本町（し尿処理施設）
事業主体	川根本町
所在地	榛原郡川根本町久野脇1054
竣工年月	平成15年3月
処理能力	25kl/日（し尿5kl/日、浄化槽汚泥：20kl/日）
処理方式	し尿処理：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥処理：堆肥化（脱水・乾燥）、焼却

## (3) 処理コスト

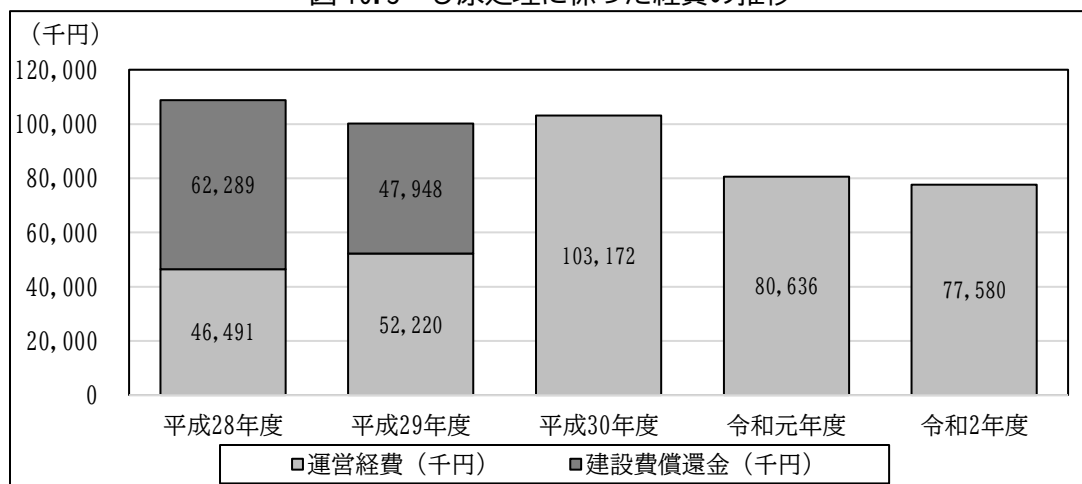
本町の過去5年間におけるし尿処理に係った経費は、以下のとおりです。

表 10.5 し尿処理に係った経費

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
運営経費（千円）	46,491	52,220	103,172	80,636	77,580
建設費償還金（千円）	62,289	47,948	—	—	—
し尿処理経費 合計（千円）	108,780	100,168	103,172	80,636	77,580
住民1人あたり（円/人）	15,019	13,941	15,197	12,039	12,099

[出典] 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）

図 10.3 し尿処理に係った経費の推移



## 第 11 章 生活排水処理の課題

生活排水処理に関して、現状で考えられる課題について以下に示します。

### 1. 生活排水対策の必要性

「第 2 次川根本町総合計画」の町の将来像に“水と森の番人が創る癒しの里 川根本町”とうたわれているように、水質に関しては重点的に配慮していく項目となっています。

工場排水等が厳しく規制されている状況において、主な水質汚濁の原因として、生活排水が挙げられます。本町では下水道整備計画がないため、生活排水処理は浄化槽による処理が主体となりますが、古い家屋等に設置されている単独処理浄化槽では、生活排水のうちし尿の処理のみを行うため、台所や風呂などから発生する生活雑排水については、周辺の河川等にそのまま排出されています。現在では単独処理浄化槽の新設が禁止されているため、新築される家屋等については合併処理浄化槽が設置されますが、既存の単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への速やかな切り替えが望まれます。

また、合併処理浄化槽についても、定期的な清掃や汚泥の除去を怠ると、十分な処理能力を発揮しないため、定期的な清掃を実施するよう指導することが必要です。

### 2. 汚泥等の農地還元

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、クリーンピュア川根本町で処理されています。そこで発生した汚泥は乾燥し、肥料として農地還元していますが、一部については焼却処理をしています。

### 3. 災害時の対応

平成 23 年に発生した東日本大震災では、震源近傍の自治体において、処理施設の停止・上下水道の分断・道路不通による回収ルートの分断など、様々な問題が発生しました。

本町では、静岡県内市町で締結した「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」を軸に、地震・水害・土砂災害内などの災害時において仮設のトイレの設置・バキュームカーの確保、処分先などのきめ細かい、具体的な対策を再検討する必要があると考えます。

### 4. 浄化槽の定期検査（法定検査：11 条検査）

浄化槽管理者（設置者、使用者等）には、浄化槽法第 7 条に基づき、浄化槽の使用開始後の 3 か月から 8 か月の間に設置後等の水質検査（7 条検査）が義務付けられており、また法 11 条に基づき、7 条検査を受けた後に、毎年 1 回の定期検査（11 条検査）が義務付けられています。

本町では 11 条検査の実施率が低く、これを向上させる必要があると考えます。

### 1. 生活排水処理基本方針

#### (1) 衛生処理率の向上

工場排水等が厳しく規制されている状況において、主な水質汚濁の原因として、生活排水が挙げられます。本町でも生活排水処理に関して、一層の合併処理浄化槽の整備に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理することを基本理念とし、清潔で衛生的な生活環境の実現と公共水域の水質保全を図るものとします。また、し尿・浄化槽汚泥の処理にあたっては、適正処理を推進していくとともに、処理後の汚泥について有効利用を図るよう努めます。

#### (2) 排水処理施設整備の基本方針

本町では、合併処理浄化槽の整備を積極的に進めていくとともに、現在設置されている単独処理浄化槽についても、戸別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図るものとします。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理施設クリーンピュア川根本町で処理するとともに、今後は施設の老朽化から継続使用が困難であるため外部委託での処理体制を検討していきたいと考えています。

#### (3) 浄化槽の定期検査（法定検査：11 条検査）実施率の向上

本町では 11 条検査の実施率を向上させるため、浄化槽管理者（設置者、使用者等）への周知等に努めます。

### 2. 処理の目標及び生活排水処理率の設定

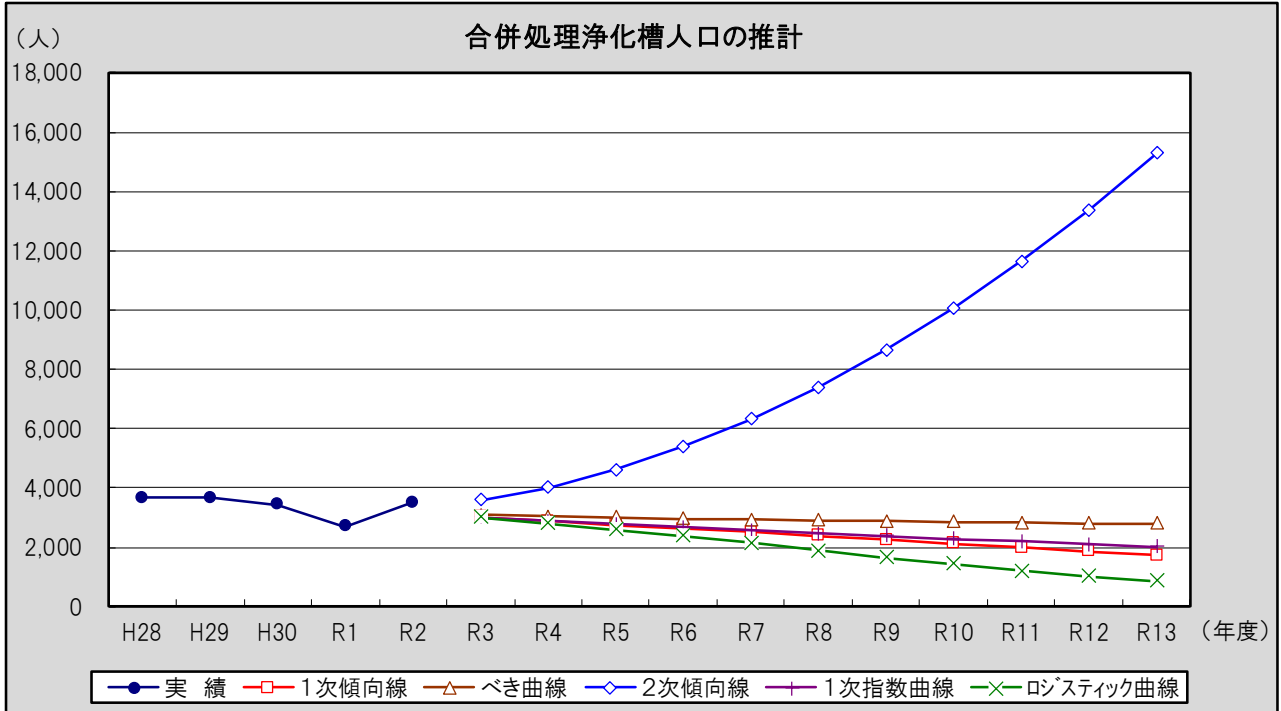
#### (1) 将来予測

合併処理浄化槽人口については、過去 5 年間（平成 28～令和 2 年度）の実績値を基に、「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和 62 年 厚生省監修）に示す推計式を用いて予測しましたが、実績は令和 2 年度に増加に転じているものの、予測結果は極端な増加傾向を示す 2 次傾向線以外はいずれも減少傾向を示していることから、推計式による予測は採用しないものとします。

したがって、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口については、総人口における令和 2 年度の実績比率で按分して求めます。



(参考) 合併処理浄化槽人口の予測結果



単位:人

実 績			推 計						
年度	X	データ	年度	X	1次傾向線	べき曲線	2次傾向線	1次指数曲線	ロジスティック曲線
H28	1	3,671	R3	6	3,016	3,096	3,583	3,003	3,009
H29	2	3,671	R4	7	2,888	3,047	4,023	2,888	2,816
H30	3	3,430	R5	8	2,760	3,004	4,625	2,777	2,603
R1	4	2,706	R6	9	2,632	2,968	5,389	2,670	2,375
R2	5	3,515	R7	10	2,505	2,935	6,315	2,567	2,138
			R8	11	2,377	2,906	7,403	2,469	1,897
			R9	12	2,249	2,880	8,654	2,374	1,659
			R10	13	2,122	2,856	10,067	2,283	1,432
			R11	14	1,994	2,834	11,641	2,195	1,219
			R12	15	1,866	2,813	13,378	2,111	1,026
			R13	16	1,739	2,795	15,277	2,030	854
			相関係数		0.50374	0.53941	0.63003	0.51216	0.46206
			採用式						

各推計式

推計式 / 係数	a	b	c	K
1次傾向線	$Y=a \cdot X+b$	-127.7	3781.7	—
べき曲線	$Y=a \cdot X^b$	3732.84837	-0.1044092	—
2次傾向線	$Y=a \cdot X^2 + b \cdot X + c$	81.0714286	-614.12857	4349.2
1次指数曲線	$Y=a \cdot b^X$	3799.05528	0.9615736	—
ロジスティック曲線	$Y=K/[1+a \cdot \text{EXP}(-b \cdot X)]$	0.08155517	-0.2388996	4038.1

表 12.1 生活排水の予測一覧

項目\年度		実績値					予測値											計算式		
		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			令和13年度
処理形態別人口	総人口	人	7,243	7,185	6,789	6,698	6,412	6,394	6,376	6,358	6,340	6,323	6,207	6,091	5,975	5,859	5,742	5,642	(1)	人口ビジョン+直線補完
	合併処理浄化槽人口	人	3,671	3,671	3,430	2,706	3,515	3,505	3,495	3,485	3,476	3,466	3,403	3,339	3,275	3,212	3,148	3,093	(2)	$(1) \times R2 \{ (2) / (1) \}$
	単独処理浄化槽人口	人	3,460	3,445	2,290	2,986	1,994	1,988	1,983	1,977	1,972	1,966	1,930	1,894	1,858	1,822	1,786	1,755	(3)	$(1) \times R2 \{ (3) / (1) \}$
	し尿収集人口	人	112	69	1,069	1,006	903	901	898	896	892	891	874	858	842	825	808	794	(4)	$(1) - \varepsilon(2) \sim (3)$
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	3,671	3,671	3,430	2,706	3,515	3,505	3,495	3,485	3,476	3,466	3,403	3,339	3,275	3,212	3,148	3,093	(5)	(2)
	生活排水処理率	—	50.68%	51.09%	50.52%	40.40%	54.82%	54.82%	54.81%	54.81%	54.83%	54.82%	54.83%	54.82%	54.81%	54.82%	54.82%	54.82%	(6)	$(5) / (1)$
し尿等発生量	し尿・浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	4,344	4,429	4,450	4,006	4,350	4,328	4,316	4,316	4,292	4,280	4,202	4,135	4,045	3,966	3,887	3,830	(7)	$(8) + (9)$
	し尿発生量	kℓ/年	543	453	408	366	359	358	357	357	355	354	348	342	335	328	321	317	(8)	$(12) \times (4) \times (10) \div 10^3$
	浄化槽汚泥発生量	kℓ/年	3,801	3,976	4,042	3,640	3,991	3,970	3,959	3,958	3,937	3,926	3,854	3,792	3,710	3,638	3,566	3,513	(9)	$(13) \times \{ (2) + (3) \} \times (10) \div 10^3$
	年間日数	日/年	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	(10)	規定値
	年間日平均発生量	kℓ/日	11.90	12.13	12.19	10.95	11.92	11.86	11.83	11.79	11.76	11.73	11.51	11.30	11.08	10.87	10.65	10.46	(11)	$(7) / (10)$
	し尿発生原単位	ℓ/人・日	13.28	17.99	1.05	0.99	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	(12)	R2実績で一定推移
	浄化槽汚泥発生原単位	ℓ/人・日	1.46	1.53	1.94	1.75	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	1.98	(13)	R2実績で一定推移

## (2) 処理の目標及び生活排水処理率

今後は、合併処理浄化槽の普及を主として、現状の生活排水処理を推進していくものとし、目標年度における生活排水処理率を 54.82%と設定しました。

表 12.2 生活排水処理率の目標値

項目	令和 2 年度 (現状)	令和 13 年度 (目標年度)
生活排水処理率	54.82%	54.82%

表 12.3 生活排水処理形態別人口の目標

項目	令和 2 年度 (現状)	令和 13 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	6,412 人	5,642 人
水洗化・生活雑排水処理人口	3,515 人	3,093 人
合併処理浄化槽	3,515 人	3,093 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,994 人	1,755 人
その他(非水洗化人口)	903 人	794 人

## 3. 目標実現に向けた施策

生活排水処理率向上のために、以下の取り組みを推進していきます。

### (1) 生活排水対策の必要性の周知

本町の生活排水対策については合併処理浄化槽の普及が主体となります。

生活排水を起因とした水質汚濁を防止するためには、合併処理浄化槽への速やかな切り替えが望まれます。現在、し尿汲取りや単独処理浄化槽を利用している家庭や施設について、生活排水対策の必要性を周知するとともに、合併処理浄化槽への切り替えを促すよう取り組んでいきます。